

# 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。  
昭和33年8月10日

鎌倉市

# 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

## 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

## 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 鎌倉市環境基本条例

平成6年12月27日  
条例第10号  
改正 平成13年3月26日条例25

鎌倉市環境基本条例をここに公布する。

鎌倉市環境基本条例

鎌倉市環境保全基本条例（昭和47年3月条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（市の施策）

第8条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。（行動指針の策定等）

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（規制、助成等の措置）

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の支援）

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査研究等）

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境審議会）

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（推進体制）

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月26日条例25）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者（市職員を除く。）の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

#### ご 利 用 に 際 し て

1. とくに注意書きがない限り、会計年度間(4月1日から翌年3月31日まで)、平成28年度末日(平成29年3月31日)の状況を表しています。
2. 表の記載において記号は、「-」…該当数値なし、「0」…単位未満、「…」…不詳、「△」…減を表しています。
3. 内訳の数値を0合計したものが総計と合わない、または比率の合計が100%とならない場合がありますが、これは単位未満について端数処理をしたためです。
4. 「第2章 人の健康の保護と生活環境の保全」の記述に関する詳細なデータは、「平成28年度鎌倉市環境調査データ集」をご参照ください。
5. 本書及び鎌倉市環境調査データ集は、ホームページでもご覧いただけます。(紙資源節約)  
(平成29年度版かまくら環境白書)  
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/hakusyo/h29hkk.html>  
(平成28年度鎌倉市環境調査データ集)  
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/edata.html>
6. ご意見、ご感想は下記までお寄せください。  
鎌倉市環境部環境政策課  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
電話 0467-61-3421 FAX 0467-23-8700  
E-mail [kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)

## 目 次

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 序 章                             | 1   |
| 1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」       | 1   |
| 2 平成28年度における「環境」をめぐる動き          | 2   |
| 第1章 地球環境の保全                     | 3   |
| 1 地球環境(目標の項目①)                  | 3   |
| 第2章 人の健康の保護と生活環境の保全             | 14  |
| 1 大 気(目標の項目②)                   | 14  |
| 2 水・土(目標の項目③)                   | 25  |
| 3 化学物質・放射性物質(目標の項目④)            | 30  |
| 4 音(目標の項目⑤)                     | 32  |
| 第3章 歴史的文化的環境の確保                 | 37  |
| 1 歴史的遺産(目標の項目⑥)                 | 37  |
| 第4章 良好な都市環境の創造                  | 42  |
| 1 緑・水辺(目標の項目⑦)                  | 42  |
| 2 景観(目標の項目⑧)                    | 51  |
| 3 美化(目標の項目⑨)                    | 56  |
| 第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保     | 61  |
| 1 生態系の保全(目標の項目⑩)                | 61  |
| 2 自然とのふれあい(目標の項目⑪)              | 70  |
| 第6章 循環型社会の構築                    | 76  |
| 1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(目標の項目⑫)     | 76  |
| 2 健全な水循環の推進(目標の項目⑬)             | 83  |
| 3 エネルギーの有効利用(目標の項目⑭)            | 86  |
| 第7章 災害と環境への取り組み                 | 94  |
| 1 災害により想定される環境負荷への取り組み(目標の項目⑮)  | 94  |
| 第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画            | 95  |
| 第9章 鎌倉市環境教育行動計画                 | 100 |
| 1 環境教育(目標の項目⑯)                  | 100 |
| 第10章 鎌倉市環境基本計画の推進体制             | 140 |
| 第11章 平成28年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書    | 141 |
| 資 料                             | 153 |
| 鎌倉市の概要等(気象、人口、産業、土地利用、交通、財政、組織) | 153 |
| 平成28年度 大気中二酸化炭素濃度等調査結果図         | 158 |
| 平成28年度 河川水質調査マップ(BOD)           | 159 |
| 平成28年度 自動車騒音常時監視調査結果図           | 160 |
| 鎌倉市環境基本計画目標達成状況                 | 161 |
| 図・表索引                           | 165 |

# 序 章

## 1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度までの計画として平成8年2月に策定しました。この計画を受け、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年3月にその一部を改訂し、第2期環境基本計画を策定しました。また、平成27年度をもって第2期環境基本計画が最終年度となったため、平成28年度から平成37年度までを計画期間とする第3期鎌倉市環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり8つの目標の柱と16の目標の項目にまとめました。

| 8つの目標の柱 |                         | 16の目標の項目 |                      |
|---------|-------------------------|----------|----------------------|
| 1       | 地球環境の保全                 | ①        | 地球環境                 |
| 2       | 人の健康の保護と生活環境の保全         | ②        | 大気                   |
|         |                         | ③        | 水・土                  |
|         |                         | ④        | 化学物質・放射性物質           |
|         |                         | ⑤        | 音                    |
| 3       | 歴史的・文化的環境の確保            | ⑥        | 歴史的遺産                |
| 4       | 良好な都市環境の創造              | ⑦        | 緑・水辺                 |
|         |                         | ⑧        | 景観                   |
|         |                         | ⑨        | 美化                   |
| 5       | 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保 | ⑩        | 生態系の保全               |
|         |                         | ⑪        | 自然とのふれあい             |
| 6       | 循環型社会の構築                | ⑫        | 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用    |
|         |                         | ⑬        | 健全な水循環の推進            |
|         |                         | ⑭        | エネルギーの有効利用           |
| 7       | 災害と環境への取り組み             | ⑮        | 災害により想定される環境負荷への取り組み |
| 8       | 環境教育の推進                 | ⑯        | 環境教育                 |

「かまくら環境白書」平成29年度版では、計画の16の目標の項目ごとに平成28年度における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

## 2 平成 28 年度における「環境」をめぐる動き

私たちが日常で利用する自動車による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭などからの排水による河川の汚濁、廃棄物の問題などいわゆる都市生活型公害、さらに地球温暖化といった地球規模の問題、人の営みやそれを支える施設が水の健全な循環に影響を与えているという水循環に関わる問題など、環境問題は多様化・複雑化が進んでいます。また、こういった様々な環境問題に対して、自ら主体的に行動し、多様なアプローチから持続可能な社会を構築していける環境保全の担い手を育てることも重要であると考えられています。

### （地球温暖化対策）

平成 28（2016）年の世界の年平均気温偏差（1981～2010 年の 30 年平均値を基準値とし、平均気温から基準値を差し引いた値）は+0.46℃で、統計を開始した 1891 年以降では最も高い値となる見込みです（これまでは 2015 年の+0.42℃）。世界の年平均気温は、長期的には 100 年あたり 0.72℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

平成 28（2016）年の日本の年平均気温偏差（1980～2010 年の 30 年平均値を基準とし、平均気温から基準値を差し引いた値）は+0.88℃で、統計を開始した 1898 年以降では最も高い値になる見込みです（これまでは 1990 年の+0.78℃）。日本の年平均気温は、長期的には 100 年あたり 1.19℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が多くなっています。

近年、世界と日本で高温となる年が頻出している要因としては、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響が考えられます。また、世界の日本の平均気温は、数年～数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動の影響も受けて変動しており、今年の世界と日本の年平均気温が高くなった要因の一つとして、2014 年夏から 2016 年春まで続いたエルニーニョ現象の影響が考えられます。

※出典：国土交通省気象庁 HP より

### （地球温暖化対策計画）

COP21 で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年 5 月に閣議決定されました。

計画では、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

## ●国際的な動向

平成 28 年 11 月 7 日から 18 日まで、モロッコ・マラケシュにおいて、国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会議（COP22）、京都議定書第 12 回締約国会合（CMP12）等が開催されました。

### パリ協定の概要

2015 年 12 月の第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

- ・ 2020 年以降の地球温暖化対策を決める新たな国際的枠組み
- ・ 長期目標として、「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満に抑える（気温面）」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガスの排出を正味ゼロにする（GHG 排出量面）」
- ・ 各国の責任として、5 年ごとの約束草案の見直し・提出（前の期よりも進展させた目標値を掲げること）

※各国目標値における法的拘束力はない

全国地球温暖化防止活動センター（JCCCA） 会議レポート参照

# 第1章 地球環境の保全

## 1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。

### ◆目標達成するための指標

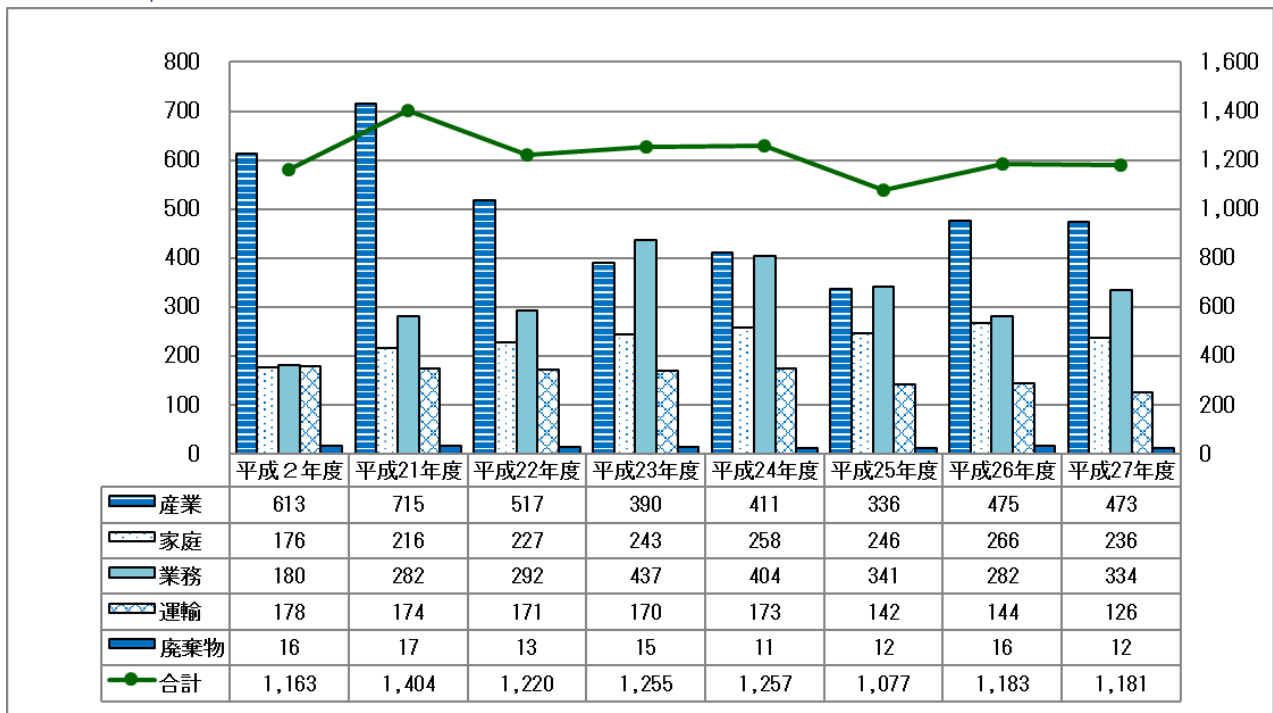
鎌倉市域における平成42（2030）年度の二酸化炭素排出量を、平成2（1990）年度に比べ31%削減する。

地球温暖化に適応する地域社会の礎をつくる。

市域で排出される温室効果ガスのうち、93パーセント以上が二酸化炭素です。

本市の部門別二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成2年度に比べ減少しているのに対し、業務部門、家庭部門は増加しています。原因として業務部門においては、商業施設の増加や設備機器、OA機器の増加、家庭部門においては世帯数の増加、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化など様々な要因が考えられ、さらなる省エネの取組に加え、エネルギーマネジメントなどによるエネルギー消費のスマート化の推進をいかに進めていくかが温室効果ガス削減に向けて重要となると考えます。

千t-CO<sub>2</sub>



グラフ1-1 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移

※ 平成26年度版までのかまくら環境白書では、市域の温室効果ガス排出量の算出に市域の電気及び都市ガスの使用量、ごみの焼却量、自動車保有台数などの数字を用いて推計していましたが、平成27年度版のかまくら環境白書から、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」に示されている計算式に準じ、推計を行っています。

※ 二酸化炭素以外の温室効果ガスは工業や農業プロセスから排出される割合が高いため、工業及び農業が盛んではない鎌倉市では温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であることがデータでも示されています。そのため、二酸化炭素のみを計算の対象としています。



## (1) 温室効果ガス等排出量の現状

### ●わが国の状況

＜環境政策課＞

国は平成 22 年（2010 年）1 月、気候変動枠組条約事務局に平成 32 年（2020 年）の温室効果ガス排出削減量について平成 2 年（1990 年）比で 25%削減する旨を提出し、地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップに中期目標値 25%削減を掲げて取組を進めてきました。

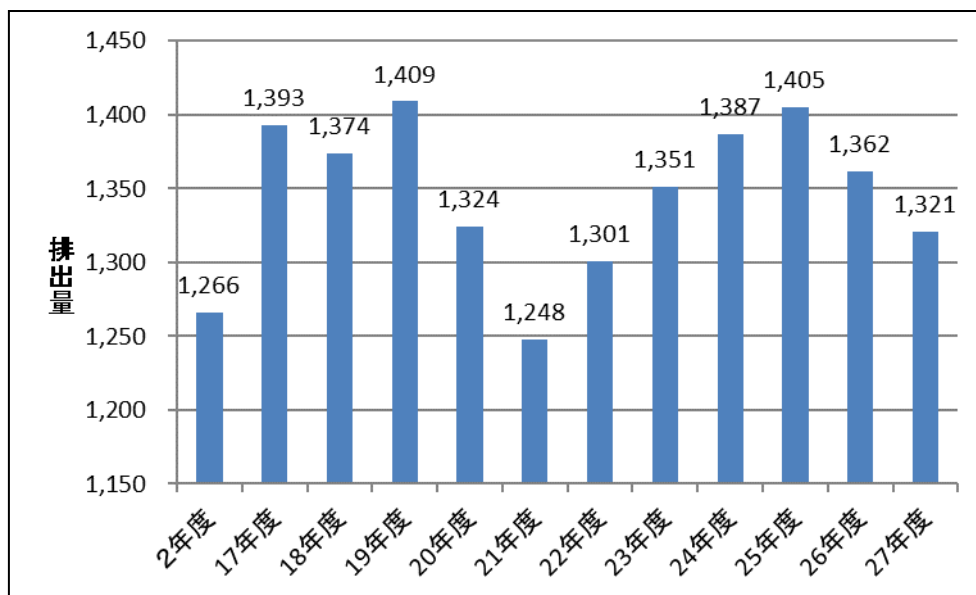
しかし、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災の発生により原子力発電が稼働停止し、火力発電の稼働割合が増加したことなどに伴い電力排出原単位が上昇し 25%削減の目標達成が困難な状況になりました。

平成 25 年（2013 年）11 月、国は平成 17 年（2005 年）比で 3.8%削減と経済成長との両立をめざした現実的な目標を発表しました。

平成 27 年度（2015 年度）のわが国の温室効果ガス総排出量は、13 億 2,100 万 t-CO<sub>2</sub>で、対基準年度（平成 2 年度（1990 年度））比、4.3%（5,500 万 t-CO<sub>2</sub>）の増加となっています。前年度の総排出量と比べると電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善に伴う電力由来の CO<sub>2</sub>排出量の減少により、エネルギー起源の CO<sub>2</sub>排出量が減少したことなどから、3.1%（4,000 万 t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

平成 27 年度（2015 年度）までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ 1-2 のとおりです。

百万 t-CO<sub>2</sub>



グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

※ 環境省HPより（速報値）

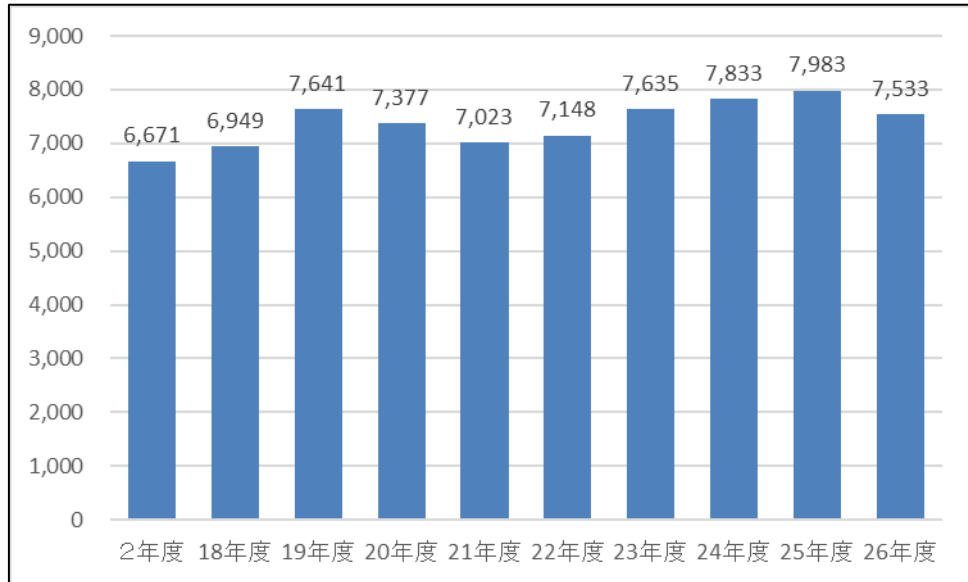


●神奈川県 の状況

＜環境政策課＞

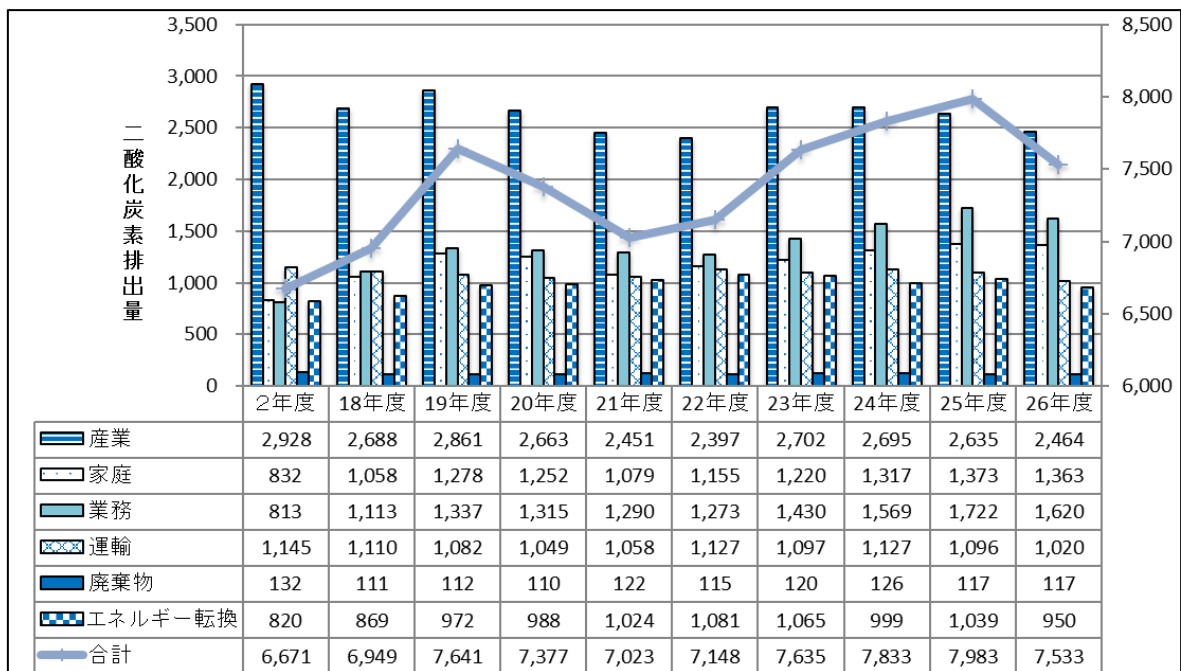
平成 26 年（2014 年）度の排出量は 7,533 万 t-CO<sub>2</sub> で、前年度に比べて 5.6%（449 万 t-CO<sub>2</sub>）減少した。平成 26 年度の排出量が前年度と比べて減少したのは、エネルギー転換部門、産業部門、運輸部門のエネルギー消費量が減少したこと等による。県民一人当たりの排出量は 8.28t-CO<sub>2</sub> で、前年度に比べて 5.8%（0.51t-CO<sub>2</sub>）減少した。部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ 1-4 のとおりです。

なお、平成 27 年度以降の神奈川県二酸化炭素排出量は、本書作成時には未公開であったため、記載していません。



グラフ 1-3 神奈川県 の二酸化炭素排出量の経年変化 (単位：万 t-CO<sub>2</sub>)

百万 t-CO<sub>2</sub>



グラフ 1-4 神奈川県 の部門別二酸化炭素排出量の推移

※ 「神奈川県 の温室効果ガス排出量推計結果」より (速報値)

※ 統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

## (2) 地球温暖化対策の推進

### ●鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画の推進

＜環境政策課＞

平成 20 年 6 月の改正で追加された、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）として、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら、平成 20 年 3 月に策定した鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を引き継ぎ発展させた計画として策定しました。温暖化緩和策の目標を達成するため、平成 27 年に国が気候変動枠組条約事務局に提出した平成 42 年までに 26%削減の目標と、「鎌倉市エネルギー基本計画」の目標を踏まえ、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素に特化した指標を掲げています。

なお、地球温暖化対策の取り組みとして、平成 28 年度は、次の事業に取り組みました。

- ・夏休み子ども向け自然観察会
- ・緑のカーテン栽培講座
- ・ライトダウンキャンペーン
- ・環境月間／省エネ月間パネル展示
- ・省エネナビ・エコワットの貸出

### ●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

＜環境政策課＞

#### ①ISO14001 認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約 17,100 事業所がこの規格を認証取得しています。

「ISO14001」認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

#### ②エコアクション 21 (E A21) 認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション 21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約 7,800 事業所がこの規格を認証取得しています。市内では 3 事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション 21」認証登録事業所の状況は、エコアクション 21 中央事務局のホームページで確認できます。

#### ③かまくらエコアクション 21 参加登録事業所

「かまくらエコアクション 21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション 21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

環境マネジメントシステムとしては、認知度は低いものですが、規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション 21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

平成 29 年 3 月末現在、表 1-1 のとおり 8 業所が参加登録しています。

表 1-1 かまくらエコアクション21 参加登録事業所の状況

|   | かまくらエコアクション21<br>参加登録事業所 | 業 種               | 登録年月日       |
|---|--------------------------|-------------------|-------------|
| 1 | 鎌倉市役所                    | 公務<br>(地方公務)      | 平成17年3月31日  |
| 2 | リネックス株式会社                | サービス業<br>(廃棄物処理業) | 平成18年7月11日  |
| 3 | 株式会社ルミネウイング              | 不動産賃貸管理           | 平成18年8月3日   |
| 4 | 湘南モノレール株式会社              | 鉄道業               | 平成19年4月4日   |
| 5 | 鎌倉市資源回収協同組合              | 廃棄物収集運搬業          | 平成19年4月13日  |
| 6 | 財団法人鎌倉市公園協会              | 市内公園管理            | 平成19年8月9日   |
| 7 | 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会         | 社会福祉法人            | 平成19年12月25日 |
| 8 | Internet株式会社             | 電子機器製造業           | 平成28年12月26日 |

#### ●エコショップ・エコ商店街認定制度

＜環境政策課＞

地球環境への負荷軽減を考慮し、ごみの減量化、資源化の推進に取り組む市内事業者をエコショップ・エコ商店街として認定する制度を平成21年度から開始しました。

エコショップは、事業活動に伴う物品の購入や運送・売買、冷暖房の温度設定、省エネ対策、環境教育の実施などの認定要件42項目中3項目以上実施している事業所を認定します。

エコ商店街は、ごみの適正排出処理の主体的実施、買い物袋持参奨励、ペットボトルなど資源化物の回収事業の実施、エコイベントの開催、環境教育の実施などの認定要件6項目中2項目以上を実施し当該商店街団体加盟事業者の5割以上がエコショップの認定要件を満たしていることが前提です。

認定された事業者や商店へ認定証とステッカーを交付し認定事業所に取材を行い環境に関する取組等についてまとめ、市のHPで紹介する等、認知度のアップ、環境にやさしい事業所の普及拡大に努めています。

平成29年3月末現在のエコショップ認定数、表1-2のとおり29事業所です。エコショップが取り組んでいる認定要件は表1-3のとおりです。

表 1-2 エコショップ認定事業所の状況

|    | エコショップ認定事業所                | 業種                      | 登録年月日             |
|----|----------------------------|-------------------------|-------------------|
| 1  | 鎌陽洞                        | 鎌倉彫                     | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 2  | 有限会社トップアート鎌倉               | 画材、額縁製造販売               | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 3  | 株式会社紀ノ国屋鎌倉店                | スーパーマーケット               | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 4  | 有限会社ティアンドワイビジネス<br>クリエイション | 婦人服販売                   | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 5  | 鎌倉 Alice                   | ダンス用品、パーティファッション等<br>販売 | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 6  | 株式会社石長                     | 墓石販売                    | 平成 21 年 7 月 28 日  |
| 7  | スズキヤ西鎌倉店                   | スーパーマーケット               | 平成 21 年 12 月 22 日 |
| 8  | 株式会社カトレア                   | ビル管理                    | 平成 22 年 2 月 15 日  |
| 9  | 鎌倉とうきゅう                    | 小売業                     | 平成 23 年 1 月 1 日   |
| 10 | 生活協同組合コープかながわ西鎌<br>倉店      | 生活協同組合                  | 平成 23 年 1 月 26 日  |
| 11 | 二楽荘                        | 中国料理店                   | 平成 23 年 2 月 1 日   |
| 12 | クリエイト S・D 鎌倉玉縄店            | 小売業                     | 平成 23 年 2 月 2 日   |
| 13 | クリエイト S・D 鎌倉手広店            | 小売業                     | 平成 23 年 2 月 2 日   |
| 14 | クリエイト S・D 鎌倉津西店            | 小売業                     | 平成 23 年 2 月 2 日   |
| 15 | クリエイト S・D 鎌倉大船店            | 小売業                     | 平成 23 年 2 月 2 日   |
| 16 | 生活協同組合コープかながわ玉縄<br>店       | 生活協同組合                  | 平成 23 年 2 月 9 日   |
| 17 | 八百文商店                      | 青果物小売販売業                | 平成 23 年 3 月 23 日  |
| 18 | 北鎌倉ベルタイム珈琲                 | コーヒー豆自家焙煎の販売            | 平成 23 年 6 月 24 日  |
| 19 | 有限会社カインドリーセンター             | 一般廃棄物処理業、リサイクルショッ<br>プ  | 平成 23 年 10 月 17 日 |
| 20 | リサイクルブティック ジュリア<br>ン       | リサイクル品の委託・販売            | 平成 23 年 10 月 17 日 |
| 21 | 今昔きもの きたの屋                 | 小売業                     | 平成 23 年 10 月 17 日 |
| 22 | カイビー                       | 小売業                     | 平成 23 年 10 月 18 日 |
| 23 | セカンドハンズ そうすけ               | 小売業                     | 平成 23 年 10 月 24 日 |
| 24 | ヴェール 21 鎌倉                 | 婦人服小売業                  | 平成 23 年 10 月 24 日 |
| 25 | 有限会社クレー                    | 小売業                     | 平成 23 年 11 月 4 日  |
| 26 | 鎌倉ブルースリー                   | リサイクル&アンティーク (小売業)      | 平成 23 年 11 月 14 日 |
| 27 | 鎌倉山下飯店                     | 飲食業                     | 平成 24 年 1 月 17 日  |
| 28 | クリエイト S・D 鎌倉材木座店           | 小売業                     | 平成 27 年 3 月 6 日   |
| 29 | 禅政庵                        | 漆器と木のおもちゃの販売            | 平成 29 年 3 月 22 日  |

表 1-3 <取組項目と内容>

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 1 事業者が事業活動で必要な物を買うとき(物品) |  |
| (1)                      | コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋類、名刺、トイレットペーパーなどは、できるだけ再生紙を使用している製品を購入する。               |
| (2)                      | パソコン、プリンター、ファクシミリ、複写機などのOA機器を購入(買換え)する際は、できるだけ省エネ型又はリサイクルしやすい素材の機器を購入(買換え)する。  |
| (3)                      | 原材料、中間製品、事務用品などは、できるだけ環境ラベル製品を購入する。  |
| (4)                      | できるだけリターナブル容器に入った製品を購入する。  |
| (5)                      | できるだけ詰め替え可能な製品を購入する。   |
| (6)                      | できるだけ使い捨て製品(紙コップ、紙皿、使い捨て容器入りの弁当等)の購入をやめる。                                      |
| 2 事業者が事業活動で必要な物を買うとき(設備) |  |
| (7)                      | 車両を購入(買換え)する際は、できるだけ低公害車を購入(買換え)する。  |
| (8)                      | 燃料設備を設置(更新)する際は、できるだけ都市ガス、LPGなど環境負荷の少ない燃料を使用する設備を設置(更新)する。                     |
| (9)                      | 給湯・暖房設備を設置(更新)する際は、できるだけソーラー(太陽光)システム設備を設置(更新)する。                              |
| (10)                     | 照明設備を設置(更新)する際は、できるだけ高効率蛍光灯、インバーター照明を設置(更新)する。                                 |
| (11)                     | 事務所等を改修する際は、できるだけ二重窓、複層ガラスを設置(更新)することにより、建物の断熱性能を向上させる。                        |
| (12)                     | 事務所等を改修する際は、できるだけ日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用ができる(パッシブソーラー)ように改修することにより、太陽光の活用を図る。 |
| 3 事業者が品物を運ぶとき            |  |
| (13)                     | できるだけ最大積載量に見合った輸送単位の設定を行う。   |
| (14)                     | できるだけ共同輸配送、帰り荷の確保を行う。  |
| (15)                     | できるだけ発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行う。                       |
| (16)                     | できるだけ通い箱(繰り返し使用する梱包材)を利用する。  |
| (17)                     | 自動車運転に当たって、急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止(アイドリングストップ)を徹底する。                       |
| (18)                     | 排気ガス・騒音のレベルを抑えるため、適正な車両整備を行う。  |
| 4 事業者が品物を売るとき            |  |
| (19)                     | レジ袋辞退促進のための独自の仕組みを設ける。   |
| (20)                     | できるだけ簡易包装を行う。  |
| (21)                     | できるだけ量り売り、ばら売りを行う。   |
| (22)                     | 環境ラベル製品の重点的な販売促進を行う。   |
| (23)                     | リターナブル容器に入った製品の重点的な販売促進を行う。  |
| (24)                     | 詰め替え可能な製品の重点的な販売促進を行う。   |
| (25)                     | できるだけ紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなどの店頭   |

|      |   |
|------|---|
|      | 回収・リサイクルを行う。                              |
| (26) | できるだけ使用済み製品の引き取りを行う。                      |
| (27) | できるだけ修理部品の長期的な確保を行う。                      |
| 5    | 事業者が事業活動で物などを使うとき                         |
| (28) | 事業所内では、冷暖房の温度を暖房は 20 度以下、冷房は 28 度以上に設定する。 |
| (29) | 事業所内では、使用しない時の照明や OA 機器のスイッチオフを励行する。      |
| (30) | 事業所内のエレベーターをできるだけ使用しないようにする。              |
| (31) | 事業所内では、使用済み用紙の裏紙を利用する。                    |
| (32) | 事業所内では、使用済み封筒を再利用する。                      |
| (33) | 事業所内では、文書は両面印刷を行う。                        |
| 6    | 事業所からごみを捨てる時                              |
| (34) | 事業所内に必要十分な数の分別回収ボックスを設置して、ごみの分別を徹底する。     |
| (35) | コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを行う。         |
| (36) | できるだけ食品残渣物をコンポスト化（堆肥化）する。                 |
| 7    | 事業所周辺の環境をよくすることに貢献する                      |
| (37) | できるだけ事業所の敷地内、屋上及び壁面の緑化を行う。                |
| (38) | できるだけ雨水利用設備を設置する。                         |
| (39) | できるだけ駐車場や店頭オープンスペース等を透水性舗装にする。            |
| 8    | 事業所の従業員の知識、意欲を高める                         |
| (40) | 朝礼等の際に、事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針の徹底を図る。    |
| (41) | 従業員研修の一部に、環境への配慮に関する講義等を組み入れる。            |
| (42) | 事業活動における環境への配慮に関する責任者を決めて、その者に権限を与える。     |

鎌倉市エコシヨップ認定制度実施要綱別表

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。通称グリーン購入法）が平成 13 年 4 月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号、通称環境契約法）が平成 19 年 11 月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成 14 年 12 月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、平成 24 年 3 月に環境配慮契約の内容を含め、一部見直しを行いました。

平成 15 年度に 81 品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成 28 年度の調達方針の改正により 270 品目としました。平成 28 年度の分野別の調達率は表 1-4 のとおりです。

表 1-4

| 市役所における平成28年度調達物品に対するグリーン適合品調達率 |               |             |         |            |              |                |
|---------------------------------|---------------|-------------|---------|------------|--------------|----------------|
| 分野<br>項目                        | 紙類            | 文具類         | オフィス家具等 | OA機器       | 家電製品         | エアコンディショナー等    |
| 平成28年度<br>適合品調達率                | 84%           | 87.5 %      | 83.4 %  | 90.9 %     | 52.5 %       | 70.3 %         |
| 分野<br>項目                        | 温水器等          | 照明          | 自動車等    | 消火器        | 制服・作業服       | インテリア・寝装寝具     |
| 平成28年度<br>適合品調達率                | 100 %         | 77.8 %      | 66.7 %  | 100 %      | 34.6 %       | 59.4 %         |
| 分野<br>項目                        | 作業手袋          | その他<br>繊維製品 | 設備      | 防災備蓄<br>用品 | 公共工事<br>(資材) | 公共工事<br>(建設機械) |
| 平成28年度<br>適合品調達率                | 38.0 %        | 34.8%       | 100%    | 100 %      | 99.7 %       | 100.0 %        |
| 分野<br>項目                        | 公共工事<br>(目的物) | 役務          |         |            |              |                |
| 平成28年度<br>適合品調達率                | 100 %         | 88.3 %      |         |            |              |                |

※移動電話、公共工事（工法）については調達実績がなかったため、未記載です。



### (3) その他地球環境問題への対応

#### ●使用木材の適正な選定

＜建築住宅課＞

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

#### ●特定フロン回収事業

＜ごみ減量対策課＞

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表 1-5 のとおりです。

表 1-5 特定フロン処理量の推移

|          | CFC-12 (kg) | HCFC-22 (kg) | 混合 (kg) | HFC-134a (kg) |
|----------|-------------|--------------|---------|---------------|
| 平成 23 年度 | —           | 28.3         | —       | 8.0           |
| 平成 24 年度 | 28.3        | —            | —       | 14.3          |
| 平成 25 年度 | —           | 26.1         | —       | 31.4          |
| 平成 26 年度 | —           | 8.8          | —       | 41.5          |
| 平成 27 年度 | 21.9        | —            | —       | 24.0          |
| 平成 28 年度 | —           | 2.2          | —       | 9.9           |

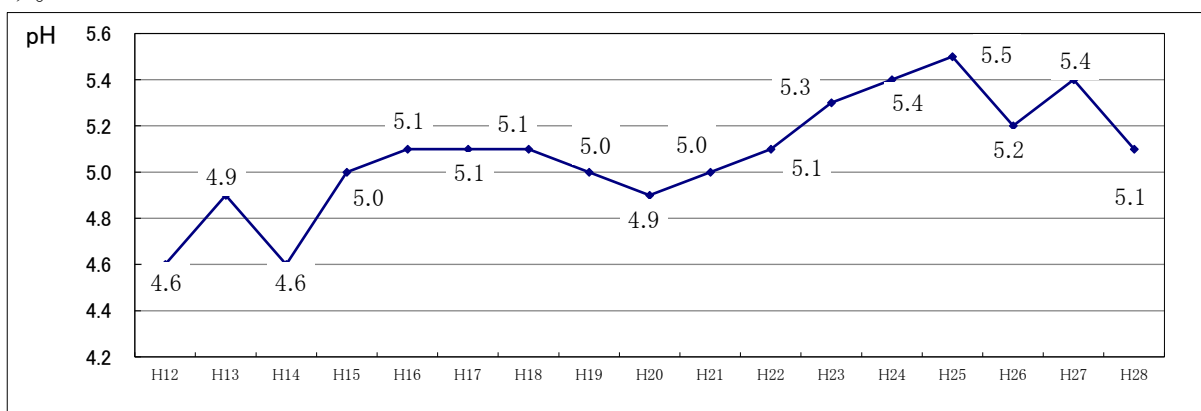
※ CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボン、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

#### ●酸性雨の状況

＜環境保全課＞

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物が原因とされています。

本市では平成6年度から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。平成28年度の測定結果はグラフ1-5のとおりで、長期的には酸性の度合いが横ばい傾向にあります。



グラフ 1-5 pH測定結果

## (4) 地球市民としての環境活動

### ●かながわ地球環境保全推進会議への参加

＜環境政策課＞

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ 21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ 21 かながわ」の推進母体として平成 5 年（1993 年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO 等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成 15 年（2003 年）に「新アジェンダ 21 かながわ～持続可能な社会への道しるべ～（新アジェンダ）」が新たに採択されました。平成 28 年度は 5 月 25 日に総会が開催されました。

### ●地域間交流

＜環境政策課＞

平成 28 年度は、5 市 1 町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町）で担当者による情報交換会が鎌倉市で行い、地球温暖化対策に係る補助金における各市町村の実施状況について、情報交換を行いました。

## 第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

### 1 大気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

#### ◆目標達成するための指標

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 二酸化窒素などの大気汚染物質  | 環境基準の達成 |
| ベンゼンなどの有害大気汚染物質 | 環境基準の達成 |
| 大気中のダイオキシン類     | 環境基準の達成 |

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。**二酸化窒素などの大気汚染物質は、環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。**ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、自動車排出ガス等による大気汚染を防止する施策の推進が必要です。

#### （1）工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

鎌倉市役所屋上で測定された二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境（平成28年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

#### ●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

＜環境保全課＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。

条例の施行後10年余りが経過する中で、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、神奈川県は条例を改正し平成23年7月22日に公布、平成24年10月1日に施行しました。

条例の主な改正点は、指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするために、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所登録の要件に適合した場合に、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「環境配慮推進事業所」として登録することにしました。

また、これまでの条例では、環境管理事業所は変更の許可申請の手続きを免除されていましたが、改正後は、環境配慮推進事業所にのみ免除規定を適用することになり、「環境配慮書」の提出も廃止しました。

改正した条例に基づく、平成 28 年度の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、環境配慮推進事業所認定数、環境配慮書提出件数は、表 2-1 のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。

※環境管理事業所・環境配慮推進事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。環境配慮推進事業所については、設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

|           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 指定事業所     | 139      | 134      | 128      | 123      |
| 環境管理事業所   | 4        | 3        | 4        | 1        |
| 環境配慮推進事業所 | 1        | 1        | 2        | 3        |

※平成 25 年度の指定事業所数については、台帳整理を行った結果による値。

## ●一般環境大気測定

＜環境保全課＞

### ①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県的一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

|                       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 二酸化窒素 NO <sub>2</sub> | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 浮遊粒子状物質 SPM           | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 微小粒子状物質 PM2.5         | —        | ○        | ○        | ○        |
| 光化学オキシダント OX          | ×        | ×        | ×        | ×        |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施を示す

※微小粒子状物質 PM2.5 は平成 25 年度 11 月より測定開始。

### ②鎌倉市による測定

市では、神奈川県的一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っています。平成 28 年度の環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気環境基準の適合状況

| 項目         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| トリクロロエチレン  | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| テトラクロロエチレン | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| ベンゼン       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| ジクロロメタン    | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成 13 年 4 月 20 日、その他のものは平成 9 年 2 月 4 日に環境基準が設定されています。

## ●大気のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成 10 年度から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の施行により、平成 12 年度からは神奈川県が実施することになりました。

平成 28 年度のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、全て環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

| 項目      | 濃 度   |       |       | 環境基準   |
|---------|-------|-------|-------|--------|
|         | 夏季    | 冬季    | 年平均値  |        |
| ダイオキシン類 | 0.023 | 0.014 | 0.018 | 0.6 以下 |

※平成 12 年 1 月 15 日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の 3 物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第 68 号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下と規定されています。

※p g (ピコグラム)：重量を表す単位で、1 兆分の 1 グラムを指します。

※TEQ (毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

## ●クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

＜環境センター(名越・今泉クリーンセンター担当)＞

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。(一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、27 ページの「一般廃棄物処分場の地下水等のダイオキシン類調査」でまとめています。)

調査の結果、表 2-5 のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

(名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準(5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)より低い 1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N を目指した改修を行いました。なお、今泉クリーンセンターでは、焼却停止に伴い、平成 27 年 3 月 31 日をもって 2 号炉を廃止しました。)

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m<sup>3</sup>N

| 調査年月日 | 名越クリーンセンター           |                      | 今泉クリーンセンター |      | 排出基準 |
|-------|----------------------|----------------------|------------|------|------|
|       | 平成 28 年<br>12 月 12 日 | 平成 28 年<br>12 月 27 日 | —          |      |      |
|       | 1 号炉                 | 2 号炉                 | 1 号炉       | 2 号炉 |      |
| 排出ガス  | 0.0057               | 0.012                | 廃止         | 廃止   | 5 以下 |

※m<sup>3</sup>N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※ng（ナノグラム）：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

### ●山崎浄化センターの汚泥焼却排ガスのダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、汚泥焼却排ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

平成 28 年度の測定結果は、表 2-6 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m<sup>3</sup>N

| 検体      | 測定値       | 排出基準 |
|---------|-----------|------|
| 汚泥焼却排ガス | 0.0000050 | 5 以下 |

※m<sup>3</sup>N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※ng（ナノグラム）：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

### ●固定発生源対策の推進

＜環境保全課＞

市内事業所に設置されている廃棄物焼却炉及びボイラー等の維持管理状況を把握するため、市では県と合同で立入検査を実施しています。その結果、調査を実施した1事業所は、適正な管理がなされていることが確認されています。

### ●光化学スモッグの発生状況

＜環境保全課＞

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準（1時間値が0.06ppm）の2倍以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される光化学スモッグ注意報の状況を見ると、表 2-7 のとおり、平成 28 年度には県内で6回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では3回の発令ありました。

表 2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

| 年度<br>項目   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 発令日数県全体(日) | 5        | 16       | 9        | 10       | 6        |
| 湘南地域(日)    | 0        | 10       | 3        | 3        | 3        |
| 被害者数県全体(人) | 0        | 75       | 0        | 0        | 0        |
| 湘南地域(人)    | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 本市(人)      | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

～PM2.5（微小粒子状物質）への対応について～

鎌倉市では、平成 25 年 3 月 9 日から神奈川県において PM2.5 の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災用行政無線、防災安全メール等でお知らせするとともに、ホームページで公開することとしています。

※神奈川県では PM2.5 の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内では、市役所屋上及び岡本にて測定を行っており、平成 28 年度の計測結果は以下のとおりです。

- ・市役所：長期基準  $9.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準  $22.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。

- ・岡本：長期基準  $11.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準  $25.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。

※PM2.5（微小粒子状物質）とは…大気中に浮遊している粒子のうち、粒径  $2.5 \mu\text{m}$  以下の微小な粒子を“微小粒子状物質（PM2.5）”といいます。

粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質（PM2.5）は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。



## (2) 自動車交通公害対策の推進

### ●自動車排出ガス等環境調査

＜環境保全課＞

#### ①自動車排出ガス測定局による測定

神奈川県は自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について常時監視を行っており、全ての項目において、環境基準を達成していました。平成 28 年度の環境基準の適合状況は表 2-8 のとおりです。なお、平成 15 年 10 月 1 日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表 2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

|                           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 二酸化窒素 NO <sub>2</sub>     | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 一酸化炭素 CO                  | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 浮遊粒子状物質 SPM               | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 微小粒子状物質 PM <sub>2.5</sub> | —        | —        | ×        | ○        | ○        |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は平成 25 年度 11 月より測定開始。

#### ②鎌倉市による測定

市では市内主要道路 7 地点で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの自動車排出ガス等の調査を年 2 回実施しています。

平成 28 年度の測定結果については、すべての地点で環境基準に適合した結果となっており、平均値もほぼ例年なみでした。

表 2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路 7 地点における環境基準の適合状況（二酸化窒素）

|                 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 海岸橋交差点前         | —        | —        | —        | ○        | ○        |
| 鎌倉青少年会館前        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 消防団第 25 分団器具置場前 | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 腰越行政センター前       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 手広交差点前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 大船警察署前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| フラワーセンター前       | ○        | ○        | —        | —        | —        |
| 植木小学校前          | —        | —        | ○        | —        | —        |
| 関谷小学校前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。

※平成 26 年度フラワーセンター前から植木小学校前に測定箇所を変更。

※平成 27 年度植木小学校前から海岸橋交差点前に測定箇所を変更。

表 2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（浮遊粒子状物質）

|                 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 海岸橋交差点前         | —        | —        | —        | ○        | ○        |
| 鎌倉青少年会館前        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 消防団第 25 分団器具置場前 | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 腰越行政センター前       | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 手広交差点前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| 大船警察署前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |
| フラワーセンター前       | ○        | ○        | —        | —        | —        |
| 植木小学校前          | —        | —        | ○        | —        | —        |
| 関谷小学校前          | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。

※平成 26 年度フラワーセンター前から植木小学校前に測定箇所を変更。

※平成 27 年度植木小学校前から海岸橋交差点前に測定箇所を変更。

## ●鎌倉地域の地区交通計画

＜交通計画課＞

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成 13 年 10 月から「七里ガ浜パークアンドレールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年 12 月から「由比ガ浜パークアンドライド」、平成 18 年 4 月から「江の島パークアンドレールライド」、平成 20 年 3 月から「稲村ガ崎パークアンドレールライド」を開設しました。

利用状況は、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 パークアンドライド等の利用状況

| 施策名               | 平成 25 年度 |          | 平成 26 年度 |          | 平成 27 年度 |          | 平成 28 年度 |          |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                   | 実施<br>日数 | 利用<br>状況 | 実施<br>日数 | 利用<br>状況 | 実施<br>日数 | 利用<br>状況 | 実施<br>日数 | 利用<br>状況 |
| 七里ガ浜パークアンドレールライド  | 303      | 5,019    | 303      | 4,743    | 304      | 3,387    | 303      | 2,238    |
| 由比ガ浜パークアンドライド     | 300      | 3,020    | 300      | 3,070    | 301      | 3,153    | 300      | 2,318    |
| 江の島パークアンドレールライド   | 303      | 5,412    | 303      | 7,253    | 304      | 8,314    | 303      | 6,452    |
| 稲村ガ崎パークアンドレールライド  | 303      | 3,223    | 303      | 3,828    | 304      | 4,014    | 303      | 3,328    |
| 鎌倉フリー環境手形A(頼朝きっぷ) | 362      | 10,844   | 365      | 15,376   | 366      | 17,758   | 362      | 22,971   |
| 鎌倉フリー環境手形B(義経きっぷ) | 362      | 1,353    | 121      | 528      |          |          |          |          |

※パークアンドライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

### ① 七里ガ浜パークアンドレールライド

鎌倉地域から西へ約 4 km離れた七里ガ浜にある国道 134 号沿いの駐車場(約 350 台)を利用し、徒歩約 1 分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金を合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

|       |  |
|-------|--|
| 運用開始日 | 平成 13 年 10 月 6 日(土)  |
| 運用日等  | 7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～16時)   |
| 利用対象  | 普通乗用車  |
| 利用料金  | 自動車 1 台当たり 1,800 円<br><b>【内訳】</b><br>○5 時間分の駐車料金<br>○江ノ電全線(藤沢駅～鎌倉駅)の 1 日フリー切符 2 枚<br><b>【特典】</b><br>○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス<br><b>【その他】</b><br>○5 時間を超えた場合の駐車料金は 200 円/30 分<br>○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人 1 枚 500 円・小人 1 枚 250 円<br>○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 |
| 事業主体  | 江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル   |

## ②由比ガ浜パークアンドライド

鎌倉地域の南側に位置する国道 134 号沿いの由比ガ浜地下駐車場(約 200 台)を利用し、鎌倉駅、鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス(フクちゃん号)や江ノ電に乗り換えてもらうシステムです。シャトルバスをはじめ、江ノ電鎌倉駅から長谷駅間や「鎌倉フリー環境手形」と同じバス路線を自由に利用することができます。

|       |  |
|-------|--|
| 運用開始日 | 平成 13 年 12 月 1 日(土)  |
| 運用日等  | 1 月 1 日～3 日、7・8 月を除く毎日(チケット発売時間：9 時～15 時)<br>(土・日曜、祝日はシャトルバスを運行)   |
| 利用対象  | 普通乗用車  |
| 利用料金  | ○自動車 1 台当たり 1,660 円<br><b>【内訳】</b><br>○4 時間分の駐車料金<br>○由比ガ浜地下駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス<br>5 つの指定バス路線及び江ノ電鎌倉駅～長谷駅間の 1 日フリー切符 2 枚<br><b>【特典】</b><br>○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス<br><b>【その他】</b><br>○4 時間を超えた場合の駐車料金は 200 円/30 分<br>○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人 1 枚 460 円・小人 1 枚 230 円<br>○駐車場は、一般駐車場利用者との共用<br>○シャトルバスは、20 分間隔で運行(道路状況により遅延する場合があります)<br>シャトルバスは、一般の路線バスとしても乗車可能(大人 180 円・小人 90 円)<br>※但し、IC カードの場合：大人 175 円・小人 88 円 |
| 事業主体  | 京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・神奈川県・タイムズ 24 (株)  |

### ③江の島パークアンドレールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道 134 号沿いの駐車場(約 200 台)を利用し、徒歩約 10 分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

|       |  |
|-------|--|
| 運用開始日 | 平成 18 年 4 月 29 日(土)  |
| 運用日等  | 7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～17時)   |
| 利用対象  | 普通乗用車  |
| 利用料金  | 自動車 1 台当たり 1,500 円 (平成 29 年 4 月より 2,000 円)<br><b>【内訳】</b><br>○5 時間分の駐車料金<br>○江ノ電鎌倉駅～江ノ島駅間 (平成 29 年 4 月より江ノ電全線) の 1 日フリー切符 2 枚<br><b>【特典】</b><br>○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス<br><b>【その他】</b><br>○5 時間を超えた場合の駐車料金は 200 円/30 分<br>○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人 1 枚 400 円・小人 1 枚 200 円<br>○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 |
| 事業主体  | 江ノ島電鉄(株)   |

### ④稲村ガ崎パークアンドレールライド

稲村ガ崎の国道 134 号沿いの駐車場(約 50 台)を利用し、徒歩約 3 分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6 時間分の駐車料金と江ノ電の 1 日フリー切符が 2 枚セットされています。

|       |   |
|-------|---|
| 運用開始日 | 平成 20 年 3 月 1 日(土)  |
| 運用日等  | 7・8月を除く毎日 (チケット発売時間：9時～17時)   |
| 利用対象  | 普通乗用車   |
| 利用料金  | 自動車 1 台当たり 1,800 円<br><b>【内訳】</b><br>○6 時間分の駐車料金<br>○江ノ電全線 (鎌倉駅～藤沢駅間) の 1 日フリー切符 2 枚<br><b>【特典】</b><br>○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス<br><b>【その他】</b><br>○6 時間を超えた場合の駐車料金は 300 円/1 時間<br>○同乗者の 1 日乗車券の追加購入は、大人 1 枚 580 円・小人 1 枚 290 円<br>○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 |
| 事業主体  | 神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)   |

### ⑤鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう 5 つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

都心方面から鎌倉を訪れる観光客は、JR 横須賀線を利用する人と小田急線藤沢駅経由で江ノ電を利用する人がいるため、「鎌倉フリー環境手形」も「A(頼朝きっぷ)」、「B(義経きっぷ)」の 2 種類を販売していたが、「B(義経きっぷ)」については、平成 26 年 9 月 30 日をもって販売を終了しました。

|       |  |
|-------|--|
| 種類    | 環境手形A(頼朝きっぷ)   |
| 発売開始日 | 平成13年10月1日(月)  |
| 発売日   | 通年(ただし、正月三が日は除く)   |
| 料金    | 570円(小人290円)   |
| 発売場所  | 《鎌倉駅周辺》<br>○鎌倉市観光総合案内所<br>○江ノ電：鎌倉駅、長谷駅、江ノ電鎌倉インフォメーション<br>○湘南京急バス：鎌倉営業所、鎌倉駅前案内所<br>《北鎌倉駅周辺》<br>○円覚寺売店<br>○北鎌倉古民家ミュージアム(平成29年2月末で販売終了)<br>※円覚寺売店については、別途、拝観料が必要です。 |
| 切符の概要 | 利用範囲<br>《電車》<br>○江ノ電鎌倉駅～長谷駅<br>《バス》<br>○鎌倉駅～北鎌倉駅<br>○鎌倉駅～大塔宮<br>○鎌倉駅～浄明寺<br>○鎌倉駅～大仏前<br>○鎌倉駅～名越<br>【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス                                 |
| 事業主体  | 京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)   |

## ●オムニバスタウン計画

＜交通計画課＞

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者(高齢者や障害者等)が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成12年から「鎌倉駅西口線」、平成13年から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」(平成22年4月から休止中)、平成15年から「城廻循環線」、平成16年から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

## ●公用車の低公害車導入

＜管財課＞

低公害車とは、大気汚染物質の排出が少なく環境負荷が少ない自動車です。主に、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等です。

平成28年度における市役所所有の低公害車は、電気自動車6台、ハイブリット自動車3台、マイルドハイブリット自動車1台の計10台です。利用状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 公用車の低公害車導入状況

|               | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 電気自動車         | 6 台      | 6 台      | 6 台      | 6 台      |
| ハイブリット自動車     | 2 台      | 2 台      | 3 台      | 3 台      |
| 天然ガス自動車       | 2 台      | 0 台      | 0 台      | 0 台      |
| マイルドハイブリット自動車 | 2 台      | 2 台      | 1 台      | 1 台      |
| 合計            | 12 台     | 10 台     | 10 台     | 10 台     |
| 導入率           | 5.5%     | 4.3%     | 4.5%     | 4.4%     |

## 2 水・土（目標の項目③）

目標：生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。

### ◆目標達成するための指標

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 河川水質              | 環境基準の達成 |
| 海域水質              | 環境基準の達成 |
| 地下水質              | 環境基準の達成 |
| ダイオキシン類（水質、底質、土壌） | 環境基準の達成 |
| 河川の水生生物           | 水質階級Ⅱ以上 |

河川の環境は、公共下水道整備の推進に伴い、年々、水質の改善が見られています。

河川水質は、「人の健康の保護に関する項目」についてはすべて環境基準を満たしています。また、「生活環境の保全に関する項目」であるBOD（生物化学的酸素要求量）、pH（水素イオン濃度）等も全て環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（平成28年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 Ⅱ水質をご参照ください。

海域水質（由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖、A類型）、地下水質、ダイオキシン類（水質、底質、土壌）についても環境基準を達成しています。※底質、土壌は平成24年度実施

平成28年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は8.0ha、14.7%です。

河川の水生生物による水質調査は、二又川（神戸川）において水質階級Ⅱ（平成22年度実施）です。

※pH：溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。

### （1） 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために監視パトロールを行っていきます。

#### ●市内8河川水質調査(BOD経年変化)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD・COD等の生活環境の保全に関する項目など全21項目で、平成28年度の水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-13のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した市内すべての河川で、環境基準を達成していました。

さらに、月1回16河川について河川パトロールを実施しています。河川パトロールでは、8項目（pH、電気導伝率、濁度、DO、水温、塩分、気温、透視度）の簡易測定と異常の有無等の監視を行っています。（巻末資料の調査マップ参照）

※DO：Dissolved Oxygen(溶存酸素)の略。水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが多いと値が小さくなる。

※COD：Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。



表 2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

| 河川名  | 平成 28 年度 | 河川名    | 平成 28 年度 |
|------|----------|--------|----------|
| 豆腐川  | パトロールのみ  | 新川     | ○        |
| 滑川   | ○        | 梶原川    | ○        |
| 稲瀬川  | パトロールのみ  | 町屋川    | ○        |
| 極楽寺川 | パトロールのみ  | 山崎川    | ○        |
| 音無川  | パトロールのみ  | 小袋谷川   | ○        |
| 行合川  | パトロールのみ  | 砂押川    | ○        |
| 神戸川  | ○        | 玉縄雨水幹線 | ○        |
| 大塚川  | ○        | 土腐川    | パトロールのみ  |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川の判定には、いずれも県管理の河川のため、神奈川県の実測値を使用。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川は B 類型(BOD 3mg/L 以下)、大塚川・新川・梶原川・町屋川・山崎川・小袋谷川・砂押川・玉縄雨水幹線は D 類型(BOD 8mg/L 以下)。

## ●水質の改善

## ＜下水道河川課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水処理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。平成 28 年度末現在の水洗化普及・接続状況は表 2-14 のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

平成 28 年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は 8.0ha、14.7%です。市街化区域の下水道整備率は表 2-15 のとおりです。

表 2-14 水洗化普及・接続状況（平成 28 年度末）

| 処理区   | 行政区域内人口(a) | 処理区域内人口(b) | 水洗化人口(c)  | 普及率<br>(b/a)×100 | 処理区域内<br>接続率<br>(c/b)×100 |
|-------|------------|------------|-----------|------------------|---------------------------|
| 鎌倉処理区 | 72,660 人   | 71,778 人   | 69,948 人  | 99%              | 97%                       |
| 大船処理区 | 99,692 人   | 96,056 人   | 86,727 人  | 96%              | 90%                       |
| 計     | 172,352 人  | 167,834 人  | 156,675 人 | 97%              | 93%                       |

表 2-15 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況（平成 28 年度末）

|        | 市街化区域       | 市街化調整区域     |
|--------|-------------|-------------|
| 事業認可時期 | 昭和 33 年 3 月 | 平成 20 年 6 月 |
| 整備面積   | 2,592.3ha   | 8.0ha       |
| 整備率    | 99.5%       | 14.7%       |

●水質保全のための啓発

＜環境保全課＞

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

平成 28 年度は、環境保全団体と市の協働で市立関谷小学校 6 年生（69 名）が関谷川で水質調査と水生物調査を行いました。

（2）土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成 12 年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成 28 年度の測定結果は表 2-16、表 2-17 のとおりです。

表 2-16 河川（水質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

|     | 滑川    | 神戸川   | 環境基準 |
|-----|-------|-------|------|
| 測定値 | 0.067 | 0.089 | 1 以下 |

表 2-17 河川（底質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

|     | 滑川 | 神戸川 | 環境基準   |
|-----|----|-----|--------|
| 測定値 | —  | —   | 150 以下 |

※底質についての環境基準は、平成 14 年 9 月 1 日以降 150pg-TEQ/g が適用されるようになりました。

※底質について平成 27 年度は調査を実施していません。

●一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類調査

＜環境施設課＞

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場の地下水などのダイオキシン類についても調査を実施しています。平成 28 年 7 月 20 日に実施した調査の結果は表 2-18 のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成 12 年 4 月以降、溶融固化処理をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。

表 2-18 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/リットル

| 検体           | 調査結果  | 環境基準 |
|--------------|-------|------|
| 6 号地モニタリング井戸 | 0.071 | 1 以下 |
| 保有水等         | 0.067 | ※    |

※ 6 号地保有水は公共用水域へ排出していないため、排出基準値の適用はありません。

## ●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。平成 28 年度の調査の結果は、表 2-19 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

| 検体  | 測定値    | 排出基準  |
|-----|--------|-------|
| 放流水 | 0.0010 | 10 以下 |

※ p g (ピコグラム)：重量をあらわす単位で 1 兆分の 1 グラムを指します

## ●工場・事業所への立入検査等

〈環境保全課〉

市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行っており、排水の規制基準を超えている施設への指導や未然防止のための啓発を行っています。

平成 28 年度には 2 事業所を対象として立入検査を実施したところ、全ての事業所において条例の排水基準を満たしていることを確認しました。

## (3) 地盤沈下の監視

### ●地盤沈下調査

〈環境保全課〉

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和 52 年から柏尾川周辺の工業地域（調査対象 6.42km<sup>2</sup>、測量延長 7.78km）の水準測量調査を行っています。

平成 27 年度の調査結果は表 2-20 のとおりです。なお、平成 25 年度より地盤沈下調査は隔年にて実施されることとなったため、平成 26 年度及び平成 28 年度の調査は実施していません。

平成 27 年度の調査水準点数は 15 点で、有効水準点数 13 点、沈下した水準点 8 点、隆起した水準点 5 点、不動水準点 0 点となりました。直近 2 年間における沈下点の変動量は全て 5mm 未満、最大沈下点の変動量は 0.48cm でした。

※地盤沈下調査のデータは、「かまぐらの環境（平成 28 年度鎌倉市環境調査データ集）」第 3 章 公害の現況と対策 V 地盤沈下をご参照ください。

表 2-20 地盤沈下調査水準測量結果

|           |             |                   |                |               |                 |             |
|-----------|-------------|-------------------|----------------|---------------|-----------------|-------------|
|           |             | 手広なのはな公園          | 神戸製鋼所<br>(藤沢市) | 三菱電機鎌倉<br>製作所 | 県立フラワー<br>センター  | デンカ         |
| 標高<br>(m) | 平成 25 年度    | 7.9113            | 7.9760         | 8.2427        | 7.5925          | 9.4068      |
|           | 平成 27 年度※ 1 | 7.9113            | 7.9757         | 8.2468        | 7.5920          | 9.4042      |
| 変動量 (mm)  |             | ※ 2               | -0.3           | +4.1          | -0.5            | -2.6        |
|           |             | 三菱電機情報<br>技術総合研究所 | 深沢派出所<br>横歩道   | 神鋼橋横歩道        | 山崎浄化センター<br>横歩道 | 玉縄橋横歩道      |
| 標高<br>(m) | 平成 25 年度    | 10.4485           | 7.7806         | 9.3557        | 9.6298          | 10.2105     |
|           | 平成 27 年度※ 1 | 10.4437           | 7.7807         | 9.3563        | 9.6301          | 10.2112     |
| 変動量 (mm)  |             | -4.8              | +0.1           | +0.6          | +0.3            | +0.7        |
|           |             | 鎌倉市大船<br>行政センター   | 新富岡橋           | 鎌倉市大船<br>体育館  | 芝浦メカトロ<br>ニクス   | 市立玉縄<br>小学校 |
| 標高<br>(m) | 平成 25 年度    | 9.1975            | -              | 9.8971        | -               | 8.5355      |
|           | 平成 27 年度※ 1 | 9.1944            | 10.3935        | 9.8937        | 10.4137         | 8.5347      |
| 変動量 (mm)  |             | -3.1              | -1.8           | -3.4          | ※ 2             | -0.8        |

※ 1:平成 27 年度の標高は「手広なのはな公園」及び「芝浦メカトロニクス」を固定点とし、平成 25 年度の標高に基づき計算したものである。

※ 2:固定点としたため、変動量なし。

### 3 化学物質・放射性物質（目標の項目④）

目標：化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。

#### ◆目標達成するための指標

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 揮発性有機化合物（VOC）        | 排出量の削減  |
| 大気・水質・土壌中の有害な化学物質    | 環境基準の達成 |
| 大気・水質・土壌・底質中のダイオキシン類 | 環境基準の達成 |

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号。以下「P R T R 法」）が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

平成 28 年度に事業所から届出された届出排出量（大気、公共用水域など）は、5,564(kg/年)で、前年度に比べ 1,066(kg/年)減少、また、届出移動量（下水道、廃棄物）は 26,162(kg/年)で前年度に比べ 110(kg/年)増加しました。※排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における平成 27 年度の実績値の合計。

ベンゼンなどの有害な化学物質（大気）、ダイオキシン類（大気・水質・底質・土壌）は、環境基準を達成しています。※底質及び土壌は平成 24 年度実施

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境（平成 28 年度鎌倉市環境調査データ集）」第 3 章 公害の現況と対策 III 化学物質をご参照ください。

#### （1）化学物質に関する情報の収集・提供

##### ●化学物質等に関する情報の収集・提供

＜環境保全課＞

P R T R 法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、また P R T R 法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計し結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の 96.0%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレンで全体の約 4 割を占めています。

国への平成 28 年度における鎌倉市内の報告事業所数は 21 事業所で、届出排出量は 5,564(kg/年)でした。前年度に比べ 1,066 (k g /年)減少しました。

同じく届出移動量は、26,162(k g /年)で前年度に比べ 110 (k g /年)増加しました。

届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は下水道や廃棄物へ移動します。

※届出排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における平成 27 年度の実績値の合計です。

## (2) 化学物質対策

### ●建築材料等の使用制限

＜建築住宅課＞

市の建物の新築や改修等の際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

### ●アスベスト対策

＜管財課・関係各課＞

平成 17 年に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問い合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成 8 年度以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8 施設についてアスベスト含有が認められました。平成 18 年度末において 6 施設については、アスベストの除去が済み、残りの 2 施設、野村総合研究所跡地本館及び七里ガ浜浄化センター（第 4 試験室の天井、A 系排風機室）については、閉鎖をしています。

平成 20 年 1 月に、今まで国内で使用がないとされてきた 3 種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）の使用が確認され、また、同年 6 月には、平成 17 年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト（ひる石）」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成 17 年度に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の 16 施設 19 箇所及び学校関連施設 13 施設 38 箇所で、分析調査を実施しました。

その結果、3 施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

## (3) 放射性物質に関する情報の収集・提供

### ●放射性物質に関する情報の収集・提供

＜危機管理課・各施設管理者＞

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となりました。

平成 23 年度から、市では、子ども関連施設（市立小中学校、市立・私立保育園等）、海水浴場、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

空間放射線量の測定及び給食食材の検査において、平成 28 年度に基準値を超える値は検出されていません。なお、国の定める基準値以下でも放射性物質が検出された場合には産地や食材の変更等、その都度対応を行うこととしています。測定結果と対応については、市のホームページで公開しています。

また、平成 24 年 1 月 23 日からは、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを実施しています。



## 4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音に親しめるまちにします。

### ◆目標達成するための指標

|       |         |
|-------|---------|
| 環境騒音  | 環境基準の達成 |
| 自動車騒音 | 要請限度の達成 |

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全体的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、道路交通騒音調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

**環境中の騒音は、環境基準と比較して100%（昼間・夜間）の適合率です。（表2-24 参照）**

騒音規制法に基づく自動車騒音の状況監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に基づき、平成24年度から都道府県及び市（特別区）が該当事務を行うこととなりました。そのため、本市では平成24年度から騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準に沿った測定評価に変更し、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）に対する騒音測定評価と幹線道路に面する地域の住居等の面的評価を行いました。

平成28年度における自動車騒音の測定結果は、3つの幹線道路に対して3幹線が昼夜ともに環境基準に適合していました。（表2-22 参照）

本年度対象区間の住居等の面的評価は、全戸数（2,840戸）に対して2,827戸（99.5%）が昼夜ともに環境基準を達成していました。（表2-23 参照）

### （1）工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

#### ●騒音に対する配慮

＜環境保全課＞

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事において騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定される特定建設作業を行う際には事前の届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

### （2）交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。



自動車騒音常時監視\*は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間に分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価（以下「面的評価」\*\*という。）します。

市では、平成 24 年度からの 5 カ年計画で、幹線交通を担う道路に面する地域の住居等の面的評価を実施します。

\*道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

\*\*道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域（道路端から 50m）について、沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して、環境基準の達成状況を把握しています。

表 2-21 平成 28 年度対象路線

| 路線名   | 起点         | 終点         | 評価区間<br>延長 (km) | 車線数 | 道路<br>構造 | 遮音壁等<br>の有無 | 低騒音舗<br>装の有無 |
|-------|------------|------------|-----------------|-----|----------|-------------|--------------|
| 腰越大船線 | 腰越 3 丁目 1  | 山崎         | 5.5             | 2   | 平面       | 無           | 無            |
| 鎌倉葉山線 | 長谷 3 丁目 10 | 大町 5 丁目 11 | 2.9             | 2   | 平面       | 無           | 無            |
| 田谷藤沢線 | 関谷         | 関谷         | 0.3             | 2   | 平面       | 無           | 無            |
|       | 関谷         | 城廻         | 1.0             | 4   | 平面       | 無           | 無            |

表 2-22 平成 28 年度騒音測定結果

単位：dB

| 路線名   | 測定場所<br>(用途地域)            | 道路近傍<br>騒音レベル<br>(LAeq) |        | 環境基準<br>(要請限度)   |                  | 背後地騒音レベル<br>(LA95) |        |
|-------|---------------------------|-------------------------|--------|------------------|------------------|--------------------|--------|
|       |                           | 昼間                      | 夜間     | 昼間               | 夜間               | 昼間                 | 夜間     |
|       |                           | 6-22 時                  | 22-6 時 | 6-22 時           | 22-6 時           | 6-22 時             | 22-6 時 |
| 腰越大船線 | 腰越 864 地先<br>(第一種住居地域)    | 68                      | 63     | 70 以下<br>(75 以下) | 65 以下<br>(70 以下) | 38                 | 33     |
| 鎌倉葉山線 | 大町 2 丁目 9 地先<br>(第一種住居地域) | 66                      | 62     |                  |                  | 35                 | 26     |
| 田谷藤沢線 | 関谷 1612 地先<br>(市街化調整区域)   | 66                      | 64     |                  |                  | 36                 | 35     |

※環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

環境基準の達成状況（平成 28 年度対象の面的評価結果）

全体（2,840 戸）では昼夜ともに基準値以下は 2,827 戸(99.5%)、昼間のみ基準値以下は 3 戸(0.1%)、夜間のみ基準値以下は 0 戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は 10 戸(0.4%)となりました。

近接空間（1,026 戸）では昼夜ともに基準値以下は 1,014 戸(98.8%)、昼間のみ基準値以下は 3 戸(0.3%)、夜間のみ基準値以下は 0 戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は 9 戸(0.9%)となりました。

非近接空間（1,814 戸）では昼夜ともに基準値以下は 1,813 戸(99.9%)、昼間のみ基準値以下は 0 戸(0.0%)、夜間のみ基準値以下は 0 戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は 1 戸(0.1%)となりました。

表 2-23 平成28年度対象の面的評価結果

|                    | 昼夜ともに<br>基準値以下 |        | 昼のみ基準値以下 |        | 夜のみ基準値以下 |        | 昼夜ともに<br>基準値超過 |        |
|--------------------|----------------|--------|----------|--------|----------|--------|----------------|--------|
|                    | 戸数             | 割合 (%) | 戸数       | 割合 (%) | 戸数       | 割合 (%) | 戸数             | 割合 (%) |
| 全戸数<br>(2,840 戸)   | 2,827          | 99.5   | 3        | 0.1    | 0        | 0.0    | 10             | 0.4    |
| 近接空間<br>(1,026 戸)  | 1,014          | 99.8   | 3        | 0.3    | 0        | 0.0    | 9              | 0.9    |
| 非近接空間<br>(1,814 戸) | 1,813          | 99.9   | 0        | 0.0    | 0        | 0.0    | 1              | 0.1    |

### (3) 近隣騒音等に関する対策の推進

#### ●近隣問題対策の推進

<環境保全課>

平成 28 年度に寄せられた全苦情件数 36 件のうち騒音に関する苦情件数は 14 件で、全体の約 40%を占めています。原因は建設作業による工事音、事業者の作業音、飲食店の音響機器音や人の声等さまざまです。建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に、近隣への配慮や日曜・休日作業禁止などの作業時間帯遵守を厳しく指導しています。

苦情に対しては早急な解決に向けた取組を行うほか、市広報紙による呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

#### ●環境騒音調査

<環境保全課>

環境騒音調査は、市内全域の主要道路に面しない一般地域に 38 ヶ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施しています。平成 28 年度は 19 地点で調査を行い、環境基準適合状況は表 2-24 のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯での適合率は 100%、夜の時間帯に調査を行った 10 地点での環境基準への適合状況も 100%でした。

昼間の調査では、主に鳥のさえずりなどの自然音の影響がみられ、夜間の調査では、自動車の交通に伴う影響がみられました。

表 2-24 環境騒音の環境基準適合状況

| No. | 調査地点         | 類型 | 調査結果 |   | No. | 調査地点       | 類型 | 調査結果 |   |
|-----|--------------|----|------|---|-----|------------|----|------|---|
|     |              |    | 昼    | 夜 |     |            |    | 昼    | 夜 |
| 1   | 大町 4-15-8    | A  | ○    | — | 20  | 関谷 387-21  | A  | ○    | — |
| 2   | 材木座 2-9-1    | A  | ○    | — | 23  | 御成町 10-12  | C  | ○    | ○ |
| 3   | 扇ガ谷 1-15-45  | A  | ○    | — | 24  | 笹目町 6-46   | C  | ○    | — |
| 7   | 今泉台 3-6-15   | A  | ○    | — | 27  | 大船 5-3-8   | C  | ○    | ○ |
| 8   | 今泉台 7-15-4   | A  | ○    | — | 28  | 山崎 1152    | C  | ○    | — |
| 11  | 梶原 2-6-12    | A  | ○    | — | 31  | 常盤 111-3   | C  | ○    | ○ |
| 12  | 上町屋 461-2    | B  | ○    | — | 32  | 梶原 87-3    | C  | ○    | — |
| 15  | 腰越 1101-49   | A  | ○    | — | 35  | 腰越 3-20-14 | C  | ○    | ○ |
| 16  | 七里ヶ浜東 4-34-3 | A  | ○    | — | 37  | 岡本 1-1-6   | C  | ○    | ○ |
| 19  | 城廻 423-29    | A  | ○    | — |     |            |    |      |   |

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

## ●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成 16 年 3 月に「鎌倉市深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜 10 時から翌朝 6 時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成 16 年 7 月 1 日には七里ヶ浜海岸の一部（鎌倉高校下から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7 月と 8 月の 2 箇月間、金、土曜日の午後 10 時から午後 11 時 30 分までの 1 時間半、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間パトロールを実施しました（平成 28 年度は実施回数 16 回）。

また、平成 28 年度は 7 月 15 日～8 月 31 日の週末（金～日）、海の日及び山の日 23 日間の午後 9 時から翌朝 5 時まで、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、市内歩道橋 2 箇所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、平成 28 年度における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び 110 番件数（7、8 月）は、市への苦情 0 件、警察への苦情（110 番通報を含む）は 9 件でした。



写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道 134 号沿い)

●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

<環境保全課>

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。特に、横須賀基地に米軍原子力空母が帰港し、米軍によるNLP(夜間連続離発着陸訓練)が実施されている期間は騒音被害が多く発生します。神奈川県政策局基地対策部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺9市(大和市、綾瀬市、座間市他)とともに米軍や政府等への抗議及び飛行訓練中止等の要請を行っています。

## 第3章 歴史的文化的環境の確保

### 1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。

#### ◆目標達成するための指標

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 歴史的風致維持向上計画の推進 | 歴史的風致の維持向上に関する事業の実施 |
| 世界遺産への登録       | 早期登録の実現             |
| 史跡の公有地化        | 史跡整備計画予定地等の公有地化     |

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

史跡の公有地化取得面積は、累計230,605.11㎡です。

### （1）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

#### ●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成28年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町・材木座地区約174ha（逗子市分約6.8haを含む）、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約989ha（逗子市分約6.8haを含む）が国により指定されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、県により歴史的風土特別保存地区に都市計画決定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入れ面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に土地を買い入れるべき旨の申出を行うことができます。平成28年度は33,170.66㎡が買入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

| 歴史的風土特別保存地区名 | 指定面積(ha) | 平成 28 年度買入面積(m <sup>2</sup> ) | 取得面積累計(ha) |
|--------------|----------|-------------------------------|------------|
| 建長寺・浄智寺・八幡宮  | 約 172.0  | 4,670.08                      | 約 39.2     |
| 永福寺跡         | 約 5.7    | —                             | —          |
| 護良親王墓        | 約 2.0    | —                             | 約 0.8      |
| 瑞泉寺          | 約 119.0  | 25,848.42                     | 約 66.8     |
| 浄妙寺          | 約 8.1    | —                             | 約 1.3      |
| 妙本寺・衣張山      | 約 67.0   | —                             | 約 18.0     |
| 大仏・長谷観音      | 約 110.0  | 2,652.16                      | 約 50.3     |
| 寿福寺          | 約 18.0   | —                             | 約 1.7      |
| 円覚寺          | 約 29.0   | —                             | 約 1.8      |
| 朝比奈切通し       | 約 7.0    | —                             | 約 0.6      |
| 名越切通し        | 約 20.0   | —                             | 約 9.1      |
| 極楽寺          | 約 9.8    | —                             | 約 5.7      |
| 稲村ヶ崎         | 約 6.0    | —                             | 約 0.1      |
| 合 計          | 約 573.6  | 33,170.66                     | 約 195.4    |

## (2) 歴史的遺産の指定の推進

### ●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

<文化財課>

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)、鎌倉市文化財保護条例(平成 17 年 3 月条例第 13 号)に基づき指定された文化財は、平成 27 年度末現在、表 3-2 に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

| 種別        |       | 国 宝 | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 合 計 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財     | 建 造 物 | 1   | 21  | 9   | 33  | 64  |
|           | 絵 画   | 4   | 29  | 9   | 51  | 93  |
|           | 彫 刻   | 1   | 38  | 24  | 86  | 149 |
|           | 工 芸   | 6   | 22  | 15  | 28  | 71  |
|           | 書 跡   | 3   | 43  | 2   | 19  | 67  |
|           | 典籍    | —   | —   | —   | 5   | 5   |
|           | 古 文 書 | —   | 8   | —   | 11  | 19  |
|           | 考古資料  | —   | 4   | 2   | 16  | 22  |
|           | 歴史資料  | —   | 2   | —   | 3   | 5   |
| 無形文化財     |       | —   | —   | —   | 2   | 2   |
| 民俗文化財(資料) | 有形    | —   | —   | 2   | 23  | 25  |
|           | 無形    | —   | —   | 1   | —   | 1   |
| 記 念 物     | 史跡    | —   | 31  | 2   | 9   | 42  |
|           | 名勝    | —   | 3   | —   | —   | 3   |
|           | 天然記念物 | —   | —   | —   | 32  | 32  |
| 合 計       |       | 15  | 201 | 66  | 318 | 600 |

### (3) 文化財の保護・活用

#### ●国指定史跡の公有地化

＜文化財課＞

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成27年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

| 史跡名                 | 指定年月日       | 指定面積<br>(㎡) | 取得計画面積<br>(㎡) | 既取得面積<br>(㎡) | 取得率    |
|---------------------|-------------|-------------|---------------|--------------|--------|
| 永福寺跡 ※1             | 昭和41年6月14日  | 87,463.54   | 70,833.08     | 61,859.30    | 87.33% |
| 鶴岡八幡宮境内<br>※2(御谷地区) | 昭和42年4月24日  | 192,879.45  | 31,127.25     | 30,359.17    | 97.53% |
|                     | 計画外面積→      |             | 6,295.33      | 6,295.33     | 100%   |
| 亀ヶ谷坂                | 昭和44年6月5日   | 32,925.16   | 3,666.62      | 3,666.62     | 100%   |
| 北条氏常盤亭跡             | 昭和53年12月19日 | 115,033.28  | 112,144.91    | 98,388.08    | 87.73% |
| 名越切通 ※3             | 昭和41年4月11日  | 62,265.11   | 8,383.94      | 4,721.32     | 56.31% |
| 東勝寺跡                | 平成10年7月31日  | 50,156.40   | 8,983.29      | 8,448.03     | 94.04% |
| 朝夷奈切通 ※4            | 昭和44年6月5日   | 97,098.87   | 957.35        | 957.35       | 100%   |
| 大町釈迦堂口遺跡            | 平成22年8月5日   | 14,981.08   | 15,909.91     | 15,909.91    | 100%   |
| 合計                  | —           | —           | 258,301.68    | 230,605.11   | 89.27% |

※1 追加指定/平成20年7月28日

※2 追加指定/平成17年8月29日

※3 追加指定/昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年7月28日・平成21年7月23日

※4 追加指定/平成15年8月27日・平成19年7月26日・平成20年7月28日

#### ●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

＜文化財課＞

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成28年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、4件で、調査面積は423.04㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

| 遺跡名       | 所在地  | 面積(㎡)  |
|-----------|------|--------|
| 積善遺跡      | 十二所  | 67.90  |
| 大倉幕府周辺遺跡群 | 二階堂  | 69.14  |
| 今小路西遺跡    | 由比ガ浜 | 250.00 |
| 名越ヶ谷遺跡    | 大町   | 36.00  |
| 合計        |      | 423.04 |



## ●文化財の保存・修理

<文化財課>

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成 28 年度の文化財修理補助事業は、表 3-5 のとおりです。

表 3-5 平成 28 年度文化財修理補助事業

| 補助対象文化財               | 事業内容                   |
|-----------------------|------------------------|
| 国宝円覚寺舍利殿              | 消火設備、防災設備の改修、設置        |
| 国指定重要文化財円覚寺伝法衣        | 解体、皺伸ばし、補強、仕立等         |
| 国指定重要文化財円覚寺文書         | 補紙、裏打ち、墨の剥落止め等         |
| 国指定重要文化財絹本著色五百羅漢像     | 肌裏打ち、表具裂・軸首の新調等        |
| 国指定史跡円覚寺境内            | 消火設備、防災設備の改修、設置        |
| 国指定重要文化財東慶寺文書         | 補紙、裏打ち、汚れ・シミの除去等       |
| 国指定重要文化財鶴岡八幡宮摂社若宮     | 本殿、幣殿及び拝殿の塗装、彩色、建具の補修  |
| 国指定史跡鶴岡八幡宮境内          | 平家池の護岸の改修等             |
| 神奈川県指定有形民俗文化財鶴岡八幡宮神輿  | 解体、金具修理、漆塗り、彩色等        |
| 市指定有形文化財別願時文書         | 折れ、割れの修理及び太巻き芯・保存箱の新調等 |
| 市指定有形文化財木造観音菩薩坐像      | 本躰修理                   |
| 市指定有形文化財木造阿弥陀如来及び両脇待像 | 台座の解体修理                |
| 市指定有形文化財木造円覚寺正統院開山堂   | 床板工事、揚屋工事、柱根継ぎ工事等      |

また、毎年度 4 月 1 日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の日常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成 28 年度の交付件数は 191 件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和 47 年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年 2 回消防設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財建造物を所有する 30 団体で構成されています。

## ●文化財の保護についての普及、啓発の推進

<文化財課>

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しています。平成 28 年度は、国登録有形文化財の神霊教鎌倉錬成場霊源閣の特別見学を行いました。

## ●市民団体による史跡案内

<市民・事業者>

NPO 法人 鎌倉ガイド協会は、鎌倉及び鎌倉周辺を訪れる人々や在住者に、史跡、文化財等の案内、解説をし、理解していただくことにより地域の魅力を伝え、観光の振興、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与することを目的として活動しています。

当協会は、協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

平成 28 年度は「史跡めぐりガイド」は 10,262 名、「一般ガイド」は 3,503 名、「総務ガイド」は 14,337 名、合計では 28,002 名の方々のご案内をしました。

当協会では、会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

又、当協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えています。そのために、「ごみ」の持ち帰り、生物を大切にする、周囲の環境を壊さないようにする等の啓発を行っています。併せて活動中のゴミ拾い、クリーンアップ等の清掃活動への参加、植樹の協力、散



策路の整備、大正時代に設置された石碑の清掃・リペイント、さらには歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

## (4) 世界遺産への登録

### ●世界遺産登録推進事業

＜歴史まちづくり推進担当＞

- ・再推薦・登録に向けた取組として、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会（4 県市委員会）において、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間国内外の類似資産との比較研究を進め、現地調査を実施しました（平成 28 年度は国内 1 地域、中国 1 回及び韓国 1 回）。
- ・上記比較研究を進めるため、「鎌倉」文化遺産比較研究委員会を 1 回開催しました。
- ・神奈川県教育委員会と 4 県市委員会の共催により、世界遺産登録啓発ポスター事業を実施しました。
- ・4 県市委員会の普及啓発事業として、比較研究の中間報告のための連続講座を 2 回、講演会を 1 回開催しました。

### ●（仮称）鎌倉歴史文化交流センター設置事業

＜歴史まちづくり推進担当＞

- ・（仮称）鎌倉歴史文化交流センター改修工事、導入路整備工事、外構工事、展示制作業務委託を実施し、完了しました。
- ・「鎌倉歴史文化交流館条例」を制定しました（平成 29 年 3 月 30 日公布）。
- ・近隣自治会を対象として説明会を開催しました（平成 28 年度は 1 回）。

### ●歴史的遺産と共生するまちづくり推進事業

＜歴史まちづくり推進担当＞

- ・鎌倉市歴史的風致維持向上計画に記載した構成事業について、平成 28 年度の進行管理・評価を実施しました。
- ・歴史的風致維持向上計画協議会を開催し、進行管理・評価に対する意見を委員から聴取するとともに、計画内容の軽微な変更について協議を行いました。
- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 12 条の規定に基づき、御成小学校旧講堂を歴史的風致形成建造物に指定しました。

## 第4章 良好な都市環境の創造

### 1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：緑と水辺を身近に感じられるまちにします。

#### ◆目標達成するための指標

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 都市公園等の施設緑地の面積      | 平成 42(2030)年度に約 281.4ha             |
| 一人当たり都市公園等の施設緑地の面積 | 平成 42(2030)年度に約 16.4 m <sup>2</sup> |

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成 28 年度末、都市公園等の施設緑地の面積は 149.72ha、1 人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は 8.68m<sup>2</sup>です。

### (1) 保全すべき緑地の確保

#### ●近郊緑地保全区域・特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成 28 年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約 1,096ha が国により指定され、このうち鎌倉市分は約 294ha です。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、枢要な部分を構成している約 131ha については、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として指定（都市計画決定）されています。

#### ●特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結の保全を図るために、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条に基づいて都市計画に定める地域地区です。平成 28 年度末現在、10 地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺、梶原五丁目)、面積約 48.8ha を指定（都市計画決定）しています。

## ●確保緑地の適正整備事業

<みどり課>

特別緑地保全地区及びその候補地で放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組んでいます。平成 28 年度は、常盤山特別緑地保全地区にて適正整備事業を実施しました。

## ●緑地保全契約の締結等による保全の推進

<みどり課>

緑地保全契約は、鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全の支援のため、奨励金を交付しています。なお、平成 28 年度末現在の契約面積は約 53.6ha になります。

## ●保存樹木、保存樹林等の指定

<みどり課>

保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するもので、所有者等の承諾を得て指定し、その保全の支援のため奨励金を交付しています。平成 28 年度末現在の保存樹木の指定は 331 本、保存樹林の指定は約 249.6ha、保存生け垣面積の指定は約 9,735m<sup>2</sup> になります。

## ●緑地保全基金の充実

<みどり課>

「鎌倉市緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 61 年 3 月条例第 21 号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和 61 年 4 月に設置されたものです。市費による積立て、運用利子の積立て、寄附金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成 27 年度末の市費積立などの累計は表 4-1 のとおりです。

平成 28 年度末までに約 40.63ha の緑地と約 61.20ha の公園用地を基金の処分により買入れしました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

| 市費積立           | 運用利子積立      | 寄附金等積立      | 基金処分           | 基金現在額       |
|----------------|-------------|-------------|----------------|-------------|
| 11,850,000,000 | 940,282,932 | 672,116,690 | 12,880,397,246 | 582,002,376 |

## ●保安林の指定

<みどり課>

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、平成 28 年度末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5 種約 171ha(重複指定含む)の保安林が、国または県により指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜産業振興課＞

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)は、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区 115ha が指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において 47.9ha が「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地地区の指定

＜都市計画課・産業振興課＞

生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成 28 年度末現在、135 カ所、約 17.0ha が生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

## (2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜公園課＞

市内の都市公園等の整備状況は表 4-2 のとおりです。平成 28 年度末で 250 カ所、合計面積 149.72ha の公園が整備されており、市民 1 人当たりの公園面積は 8.68 m<sup>2</sup>となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笹田公園(5.9ha)」、都市林である「鎌倉広町緑地(48.0ha)」などがあります。さらに、街区公園が 234 カ所(合計面積 21.49ha)、都市緑地が 6 カ所(合計面積 6.46ha)あります。このほか市が所有する緑地が 109.89ha あります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

|          | 箇所数 | 面積(ha) | 1人当たり面積(m <sup>2</sup> ) |
|----------|-----|--------|--------------------------|
| 平成 24 年度 | 243 | 99.79  | 5.74                     |
| 平成 25 年度 | 243 | 99.79  | 5.76                     |
| 平成 26 年度 | 247 | 101.11 | 5.84                     |
| 平成 27 年度 | 249 | 149.25 | 8.64                     |
| 平成 28 年度 | 250 | 149.72 | 8.68                     |

市南西部に位置する、約 48.1ha のまとまりのある樹林地等について、平成 15 年 12 月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の 4 つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林―広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など 5 つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成 16 年 8 月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成 17 年 7 月に基本設計を策定しました。また平成 17 年 6 月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年 12 月に第一工区（約 35.0ha）、平成 25 年 4 月に第二工区（約 13.1ha）の事業認可を取得しました。

約 48ha の用地取得と平成 25 年度から二箇年度に渡る整備工事が完了したことから、平成 27 年 4 月より用地取得が完了した部分（約 48ha）について開園しました。

今後は、鎌倉広町緑地の全面開園に向けて、残りの用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の保全作業に取り組んでいきます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地



## ●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

＜公園課＞

平成 18 年 7 月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成 19 年 6 月に基本計画を、同年 12 月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園部分(風致公園)の都市計画については、平成 19 年 11 月に変更決定、平成 20 年 1 月に事業認可を取得しています。その後、区域内の用地の取得を進め、平成 28 年度から整備工事に着手しました。

今後は、平成 32 年度中の開園へ向けて、残りの用地の取得及び整備工事を進めていきます。



写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

## ●開発事業における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

＜道水路管理課＞

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成 14 年 9 月条例第 5 号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成 8 年 1 月から施行されており、平成 28 年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に 76 カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約 2,010 m<sup>2</sup>の「まちづくり空地」が確保されています。なお、平成 28 年度における鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」の設置実績は、31 m<sup>2</sup>でした。

## (3) 緑化の推進

### ●風致地区・開発事業区域内での緑化

＜都市調整課・みどり課＞

鎌倉市風致地区条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。平成 28 年度の緑化指導の件数は 87 件です。

## ●接道緑化の奨励

＜みどり課＞

まち並みのみどりの奨励事業では、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和 55 年告示第 6 号）に基づき、敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助するものです。平成 28 年度は表 4-3 のとおり 12 件、距離にして 122.3m の接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして 16,463.3m に達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

| 年 度      | 項 目 | 件 数(件) | 延 長(m)   |          | 本 数(本) |
|----------|-----|--------|----------|----------|--------|
|          |     |        | 総 延 長    | 道 路 面    |        |
| 平成 24 年度 |     | 25     | 310.3    | 281.7    | 746    |
| 平成 25 年度 |     | 8      | 87.0     | 70.9     | 239    |
| 平成 26 年度 |     | 10     | 145.1    | 136.7    | 354    |
| 平成 27 年度 |     | 11     | 118.0    | 109.0    | 357    |
| 平成 28 年度 |     | 12     | 122.3    | 115.4    | 275    |
|          | 累 計 | 1,299  | 24,513.1 | 16,463.3 | 67,300 |

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和 55 年度～平成 12 年 6 月)」の実績が含まれています。

## ●公園、道路などの公共用地の緑化

＜施設管理者＞

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和 47 年度からの実績は、延べ 172 施設、延べ 113,296 本となっています。

## （４）市民との連携の推進

### ●トラスト運動「鎌倉風致保存会」との連携

＜市民・事業者＞＜みどり課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機ともなった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には平成 28 年度末で 397 人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成 28 年度には、日本のナショナル・トラスト発祥の地となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保全活動を行いました。この他、中学生の「みどりのボランティア」体験など、32 回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 58 年 3 月条例第 27 号)により、毎年寄附を受け入れています。平成 28 年度に寄せられた寄附金 856 千円を基金に積み立て、同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。昭和 58 年度から平成 28 年度までの寄付金積立額(市費積立、運用利子積立を除く)の累計は 182,890,911 円です。

●鎌倉市緑化まつりの開催

<市民・事業者><みどり課>

平成 28 年度は従来の開催形式を改め、既存イベントの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しました。

「第 28 回 鎌倉市緑化まつり」

|   | 名称                              | 実施日   | 主催                                   | 内容  |
|---|---------------------------------|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 鎌倉市緑化まつり<br>※鎌倉中央公園フェスティバルと同時開催 | H28. 10. 30<br>鎌倉中央公園                       | 鎌倉市緑化まつり実行委員会、鎌倉市<br><br>※参加・協力団体は欄外 | ①きこり体験、ツバキの焼印押し、クリスマスリース作り<br>②緑のレンジャー・ジュニアの体験コーナー<br>③生花の販売<br>④パネルの展示、竹馬体験、輪投げ<br>⑤募金活動、地元産商品の販売<br>⑥植木、花苗の販売<br>⑦市の花リンドウ・パネルの展示、緑の募金活動 |
| 2 | かまくら里山フェスタ                      | H28. 11. 23<br>御谷山林                         | 鎌倉風致保存会、鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会    | ①森のパトロール<br>②焚火を囲んでバウムクーヘン<br>③竹馬・ネイチャークラフト<br>④古都保存法紹介のパネル展示等<br>⑤緑政事業紹介のパネル展示、鎌倉市緑地保全基金の募金活動  |
| 3 | ポスターコンクール優秀作品展示及び表彰式            | H28. 10. 4～20<br>鎌倉駅地下道ギャラリー50、鎌倉市役所        | 鎌倉市                                  | ①緑のポスターコンクール優秀賞受賞作品 41 点展示  |
|   |                                 | H28. 11. 6<br>鎌倉市役所                         |                                      | ②表彰式（優秀賞を受賞した児童、生徒に、表彰状と記念品の贈呈）   |
| 4 | 鎌倉市の緑政事業の紹介                     | H28. 12. 27 ～<br>H29. 1. 9<br>鎌倉駅地下道ギャラリー50 | 鎌倉市                                  | 鎌倉市の緑政事業の取組を紹介し、市民等の緑化意識の向上を図りました。  |

※参加・協力団体：鎌倉市園芸協会、鎌倉市公園協会、鎌倉造園界、神奈川県生花小売商協同組合鎌倉支部、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー、鎌倉風致保存会、鎌倉市緑のレンジャー・ジュニア指導員、生活協同組合ユーコープ、有限会社竹村造園



## (5) 公園・緑地等の管理

### ●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜公園課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成 28 年度は、山ノ内・今泉地区で行いました。

## (6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

### ●クリーンアップかまくら—海・まち—の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら 2016—海・まち」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前 10 時から 11 時まで清掃活動を行い、自治・町内会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表 4-4 のとおりです。

表 4-4 クリーンアップ実施状況

|     |                   | 参加人数    | ごみ収集量   |
|-----|-------------------|---------|---------|
| 春 季 | 5 月 5 日（祝）「海の部」   | 1,407 人 | 5,569kg |
|     | 5 月 29 日（日）「まちの部」 | 380 人   | 1,474kg |
| 秋 季 | 9 月 22 日（祝）「海の部」  | 中止      |         |
|     | 9 月 25 日（日）「まちの部」 | 264 人   | 1,210kg |

### ●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表 4-5 のとおりです。

表 4-5 河川清掃実績

| 年 度      | (委託)  |         | (直営)  |         |
|----------|-------|---------|-------|---------|
|          | 清掃河川数 | 清掃距離(m) | 清掃河川数 | 清掃距離(m) |
| 平成 24 年度 | 39    | 26,640  | 15    | 2,795   |
| 平成 25 年度 | 33    | 22,758  | 15    | 2,465   |
| 平成 26 年度 | 51    | 28,080  | 20    | 1,770   |
| 平成 27 年度 | 42    | 25,214  | 28    | 3,005   |
| 平成 28 年度 | 44    | 27,855  | 50    | 7,850   |

※平成 19 年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体（8市5町）を中心に企業・団体等の参画を得て、平成3年4月1日に（公財）かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表4-6のとおりです。

表 4-6 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況 単位：トン

|          | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 海 藻   | 合 計   |
|----------|------|------|-------|-------|
| 平成 25 年度 | 231  | 29   | 3,376 | 3,636 |
| 平成 26 年度 | 238  | 21   | 2,310 | 2,569 |
| 平成 27 年度 | 202  | 21   | 2,272 | 2,495 |
| 平成 28 年度 | 158  | 16   | 794   | 968   |

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

平成 28 年度に活動した団体と河川名は表 4-7 のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

| 協力団体名       | 委嘱河川名 |
|-------------|-------|
| 鎌倉自主探鳥会グループ | 佐助川   |
| かまくら環境会議    | 扇川    |
| 関谷川を守る会     | 関谷川   |
| 鎌倉ホテル保存会    | 逆川    |

## 2 景観（目標の項目⑧）

目標：風格ある古都の景観を継承します。

### ◆目標達成するための指標

鎌倉市景観計画の適切な運用

景観重要建造物等の保全に関する事業の拡大・運用

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

### (1) 良好な都市景観の誘導

#### ●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

<都市景観課>

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-8のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

|   | 地区の名称                     | 地区指定       | 景観形成の方針等  |
|---|---------------------------|------------|---|
|   |                           | 基準等策定      |   |
| 1 | 由比ガ浜通り(下馬～六地藏)<br>景観形成地区※ | 平成10年7月10日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な歩行空間づくり</li> <li>魅力的な建物づくり</li> <li>品のあるにぎわいの演出</li> <li>歴史的資産の保全と活用</li> </ul>                        |
|   |                           | 平成13年8月1日  |   |
| 2 | 浄明寺胡桃ヶ谷(住友)<br>景観形成地区     | 平成11年1月11日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ゆとりある住宅地環境の維持、向上</li> <li>建築物の色彩配慮</li> <li>建物用途の混在防止</li> <li>敷地内及び接道部の緑化</li> <li>広告物等や自動販売機の制限</li> </ul> |
|   |                           | 平成12年3月15日 |   |
| 3 | 鎌倉芸術館周辺景観形成地区<br>※        | 平成14年4月15日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物色彩の周囲との調和</li> <li>オープンスペースや敷地内の緑化</li> <li>道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮</li> <li>広告物の周辺との調和</li> </ul>            |
|   |                           | 平成14年7月15日 |   |
| 4 | 由比ガ浜中央景観形成地区※             | 平成17年1月28日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわいの演出</li> <li>歴史的資産の保全と活用</li> <li>広告物の周辺との調和</li> <li>安全で快適な歩行空間の確保</li> </ul>                           |
|   |                           | 平成18年11月7日 |   |

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成28年度の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

| 種別   | 内容                 | 件数   |
|------|--------------------|------|
| 宅地開発 | 300㎡以上の土地の区画形質変更など | 66件  |
| 建築物  | 共同住宅、商業ビルの新築など     | 55件  |
| 工作物  | 電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など    | 210件 |

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成28年度の申請件数は139件です。

## ●風致地区の指定

＜都市計画課・都市調整課＞

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成28年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

## ●良好な屋外広告景観の形成

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成28年度の屋外広告物の許可物件数は3,023件、違反屋外広告物除却件数は、19件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

## ●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

| 指定No | 建築物の名称           | 所在地  | 指定年月     | 備考   |
|------|------------------|------|----------|------|
| 第1号  | 鎌倉文学館(旧前田家別邸)    | 長谷   | 平成2年10月  | 公共施設 |
| 第2号  | 伊藤邸(旧望洋楼)        | —    | 平成2年12月  | 住宅   |
| 第3号  | 篠田邸(旧村田邸)        | 由比ガ浜 | 平成3年3月   | 住宅   |
| 第4号  | 寸松堂              | 笹目町  | 平成4年2月   | 店舗併用 |
| 第5号  | 日本基督教団鎌倉教会会堂     | 由比ガ浜 | 平成4年3月   | 教会   |
| 第6号  | ハリス記念鎌倉幼稚園       | 由比ガ浜 | 平成4年3月   | 教育施設 |
| 第7号  | かいひん荘 鎌倉         | 由比ガ浜 | 平成4年8月   | ホテル  |
| 第8号  | 石川邸(旧里見弴邸)       | 西御門  | 平成6年2月   | 住宅   |
| 第9号  | 平成15年指定解除        | —    | —        | —    |
| 第10号 | 川合邸              | —    | 平成7年1月   | 住宅   |
| 第11号 | 鎌倉聖ミカエル教会聖堂      | 小町   | 平成7年1月   | 教会   |
| 第12号 | 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) | 長谷   | 平成7年1月   | 公共施設 |
| 第13号 | 白日堂              | 長谷   | 平成8年3月   | 店舗併用 |
| 第14号 | 小池邸              | 大船   | 平成8年3月   | 住宅   |
| 第15号 | 石島邸              | 雪ノ下  | 平成9年3月   | 住宅   |
| 第16号 | 旧安保小児科医院         | 御成町  | 平成9年3月   | 事務所  |
| 第17号 | 高野邸              | 扇ガ谷  | 平成10年4月  | 住宅   |
| 第18号 | 旧村上邸             | 西御門  | 平成11年12月 | 公共施設 |
| 第19号 | 旅館対僊閣            | 長谷   | 平成12年10月 | 旅館   |
| 第20号 | 笹野邸              | 佐助   | 平成13年1月  | 住宅   |
| 第21号 | のり真安齋商店          | 長谷   | 平成13年5月  | 店舗併用 |
| 第22号 | 三河屋本店            | 雪ノ下  | 平成14年4月  | 店舗併用 |
| 第23号 | 東勝寺橋             | 小町   | 平成14年4月  | 橋梁   |
| 第24号 | 榎亭               | 鎌倉山  | 平成15年3月  | 店舗   |
| 第25号 | 湯浅物産館            | 雪ノ下  | 平成15年3月  | 店舗併用 |
| 第26号 | ホテルニューカマクラ       | 御成町  | 平成16年3月  | ホテル  |
| 第27号 | 去来庵              | 山ノ内  | 平成16年3月  | 店舗   |
| 第28号 | 平井家住宅・長屋門        | 城廻   | 平成18年4月  | 住宅   |
| 第29号 | 旧華頂宮邸            | 浄明寺  | 平成18年4月  | 公共施設 |
| 第30号 | 野尻邸(旧大佛次郎茶亭)     | 雪ノ下  | 平成21年3月  | 住宅   |
| 第31号 | 加賀谷邸             | 長谷   | 平成21年3月  | 住宅   |
| 第32号 | 成瀬家住宅            | 手広   | 平成21年9月  | 住宅   |
| 第33号 | 極楽洞              | 極楽寺  | 平成22年11月 | 坑門   |

## ●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

<都市景観課>

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成22年9月1日に、表4-11のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を「景観重要建造物」に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

|     |               |     |         |      |
|-----|---------------|-----|---------|------|
| 第1号 | 旧川喜多邸別邸（旧和辻邸） | 雪ノ下 | 平成22年9月 | 公共施設 |
|-----|---------------|-----|---------|------|

## (2) 都市景観形成事業の推進

### ●電線類の地中化

<道路課>

小町通りの電線類の地中化事業は、平成19年度に工事に着手し、平成21年度には全延長約600メートルの内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの区間約70メートルについて、景観舗装を含めて完成しました。

残りの瀬戸橋から鉄の井までの約530メートル区間についても、平成24年度に電線類地中化工事が、平成25年度には景観舗装工事が完成し、事業が完了しました。

### ●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

<再開発課>

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しい桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

### 3 美化（目標の項目⑨）

目標：ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。

#### ◆目標達成するための指標

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 飲料用自動販売機回収容器設置率     | 平成 37(2025)年度までに 95%以上 |
| 自治町内会のまち美化クリーンデー実施率 | 平成 37(2025)年度までに 100%  |
| まち美化推進重点区域          | 平成 37(2025)年度までに 6 区域  |
| アダプト・プログラムの実施区域     | 平成 37(2025)年度までに 10 地区 |

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成 13 年 3 月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成 13 年 3 月条例第 24 号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成 17 年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成 20 年 9 月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成 20 年 9 月条例第 9 号）が制定されました。

平成 28 年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は 97%（平成 27 年度実施）、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は 64%、まち美化推進重点区域は 4 区域、アダプト・プログラムの実施地区は 11 地区です。

#### （1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

##### ●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成 28 年度からは平成 31 年までを計画期間とする第 4 次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

##### ●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定し、そこでの路上喫煙を禁止しています。



●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

＜環境保全課＞

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発。平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ヶ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-13のとおりです。なお、大船駅西口はJR大船駅の耐震工事に伴い平成26年3月に撤去しました。ごみの持ち帰り及びまちの美化を促進するため、まち美化推進協議会の協議を経て、由比ヶ浜海岸石碑広場は平成26年4月、鎌倉駅東口・西口、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の5箇所についても平成27年3月に全て撤去しました。

●不法投棄の防止

＜環境保全課＞

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例(昭和47年10月条例第24号)に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地(空地等)へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-12 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

| 鉄くず・廃棄プラスチック・タイヤ |          | 合計       |
|------------------|----------|----------|
| 3m <sup>3</sup>  | 46,980 円 | 46,980 円 |

表 4-13 家電4品不法投棄物処理状況と費用

| エアコン |       | テレビ |          | 冷蔵庫 |          | 洗濯機等      |     |
|------|-------|-----|----------|-----|----------|-----------|-----|
| 1台   | 972 円 | 34台 | 81,944 円 | 6台  | 27,426 円 | 0台        | 0 円 |
|      |       |     |          | 3品  | 合計       | 41台       | 合計  |
|      |       |     |          |     |          | 110,342 円 |     |

表 4-14 不法投棄物処理件数

|        | 鎌倉地区 | 大船地区 | 合計  |
|--------|------|------|-----|
| 平成24年度 | 25件  | 43件  | 68件 |
| 平成25年度 | 13件  | 33件  | 46件 |
| 平成26年度 | 24件  | 37件  | 61件 |
| 平成27年度 | 30件  | 43件  | 73件 |
| 平成28年度 | 27件  | 29件  | 56件 |

## ●落書きの防止

<環境保全課>

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成 16 年 12 月に鎌倉市落書き防止条例（平成 16 年 12 月条例第 9 号）が制定され、平成 17 年 4 月から施行されました。

その後、平成 28 年度から 31 年度までを計画期間とする「第 3 次落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成 28 年度には、通報などにより、646 件 646 箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により 646 箇所の落書きが消去されました。



写真 4-3 市内の落書き状況

## (2) 美化活動の実施

### ●まち美化統一クリーンデーの実施

＜環境保全課＞

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成 28 年度の実施団体数は 119 団体で、これらの団体には、表 4-15 のとおり奨励金を交付しています。

表 4-15 奨励金交付状況

| 年度       | 実施団体数 |
|----------|-------|
| 平成 25 年度 | 118   |
| 平成 26 年度 | 117   |
| 平成 27 年度 | 119   |
| 平成 28 年度 | 119   |

### ●あき地の適正管理

＜環境保全課＞

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和 47 年 10 月条例第 23 号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表 4-16 のとおりです。

表 4-16 あき地の調査状況

単位：件

| 年度   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 調査件数 | 366      | 364      | 352      | 302      | 302      |
| 指導件数 | 229      | 230      | 181      | 182      | 193      |

### ●愛護会による公園や街路樹の清掃

＜市民・事業者＞＜公園課＞

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成 28 年度に活動した団体数と箇所数は表 4-17 のとおりです。

表 4-17 愛護会による清掃実績

| 種 類    | 団体数 | 活動箇所数 |
|--------|-----|-------|
| 公園愛護会  | 91  | 154   |
| 街路樹愛護会 | 21  | 37    |

## ●アダプト・プログラム

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-18 アダプト・プログラム実施団体一覧

| 実施団体名                       | 実施場所            | 発足年月日      |
|-----------------------------|-----------------|------------|
| ロジュマクリーン<br>ファイターズ          | フラワーセンター付近市道    | 平成14年7月20日 |
| 常盤道普請の会                     | 長谷隧道付近市道        | 平成18年11月1日 |
| 玉縄城址まちづくり会議                 | 玉縄 七曲坂          | 平成19年10月1日 |
| 腰越まちづくり市民懇話会                | 神戸川・二又川         | 平成20年5月1日  |
| グリーンバード鎌倉                   | 若宮大路            | 平成21年4月1日  |
| トレイルランニングクラブ<br>TRAIL GUMPS | 天園ハイキングコース等     | 平成22年10月1日 |
| 東御門ボランティアグループ               | 西御門             | 平成23年1月1日  |
| 三菱電機株式会社電子システム事業本部鎌倉地区      | 三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺 | 平成23年3月1日  |
| 泣塔クラブ                       | 鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺  | 平成27年9月25日 |
| 花と緑のまち梶原山を創造する会             | 梶原山町内会          | 平成28年4月1日  |
| 鎌倉カストーディアルスタッフ              | 鎌倉駅東口周辺         | 平成28年6月1日  |



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子

## 第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

### 1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：鎌倉本来の生態系を守ります。

#### ◆目標達成するための指標

|                                 |
|---------------------------------|
| 野生動植物の生態調査・研究の推進<br>生態系の保全体制の整備 |
|---------------------------------|

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでできます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施し、市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

#### （1）緑地の保全のための市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・研究、情報の収集

##### ●鎌倉市自然環境調査

<みどり課>

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内 22 箇所の緑地を対象に、平成 12 年度から 14 年度にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成 15 年 3 月に報告書にまとめられ、その概要は表 5-1 (22 地区の位置図は図 5-1) のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、平成 28 年度末現在で、22 箇所の緑地のうち 13 箇所の全部又は一部の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用及び都市公園としての整備により保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要

※地区名は調査時の調査対象地区名です。

| 地区名<br>面積          | 調査確認数      |   | 特記事項  |
|--------------------|------------|---|---|
|                    | 植物         | 動物  |   |
| 関谷公園<br>約 2.90ha   | 69 科 138 種 | 哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種<br>鳥類：17 科 25 種<br>爬虫類：カナヘビ 1 科 1 種<br>両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種<br>昆虫類：79 科 201 種<br>底生動物：13 科 16 種                              | 関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。  |
| 城廻地区<br>約 4.5ha    | 66 科 166 種 | 哺乳類：モグラ他 3 科 3 種<br>鳥類：17 科 24 種<br>爬虫類：ヒバカリ 1 科 1 種<br>両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、<br>ニホンアカガエル 3 科 3 種<br>昆虫類：77 科 152 種<br>魚類：1 科 1 種<br>底生動物：12 科 14 種 | 城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性がある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。   |
| 玉縄城址地区<br>約 3.56ha | 55 科 126 種 | 哺乳類：モグラ他 2 科 2 種<br>鳥類：18 科 22 種<br>爬虫類：アオダイショウ 1 科 1 種<br>昆虫類：61 科 121 種   | 玉縄城址地区、植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。  |
| 植木地区<br>約 4.60ha   | 46 科 86 種  | 哺乳類：モグラ他 2 科 2 種<br>鳥類：15 科 20 種<br>昆虫類：55 科 114 種  |   |
| 龍宝寺地区<br>約 13.31ha | 62 科 129 種 | 哺乳類：ヒミズ、モグラ他 2 科 3 種<br>鳥類：15 科 20 種<br>昆虫類：65 科 151 種  | 龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、植木地区と隣接し、かつその中央に位置しているため、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要で、特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。 |

| 地区名<br>面積            | 調査確認数      |   | 特記事項  |
|----------------------|------------|---|---|
|                      | 植物         | 動物  |   |
| 岡本地区<br>約 5.19ha     | 45 科 80 種  | 哺乳類：2 科 2 種<br>鳥類：11 科 14 種<br>昆虫類：35 科 80 種  | 岡本地区及び観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。  |
| 観音山地区<br>約 2.55ha    | 50 科 98 種  | 哺乳類：アカネズミ他 2 科 2 種<br>鳥類：18 科 23 種<br>昆虫類：48 科 96 種   |   |
| 岩瀬地区<br>約 15.62ha    | 94 科 270 種 | 哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ<br>他 5 科 5 種<br>鳥類：17 科 26 種<br>爬虫類：3 科 4 種<br>両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種<br>昆虫類：85 科 226 種<br>底生動物：9 科 10 種 | 岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリーコナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられています。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。 |
| 貞宗寺地区<br>約 4.91ha    | 46 科 88 種  | 哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種<br>鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他 17 科 26 種<br>昆虫類：44 科 84 種  | 貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好な自然環境が維持されているものと考えられます。   |
| 天神山地区<br>約 5.42ha    | 63 科 126 種 | 哺乳類：モグラ他 2 科 2 種<br>鳥類：16 科 20 種<br>爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種<br>両生類：アマガエル 1 科 1 種<br>昆虫類：56 科 115 種                         | 天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのことで、動物の移動経路として重要です。  |
| 六国見山森林公園<br>約 9.74ha | 65 科 145 種 | 哺乳類：モグラ、ノウサギ、<br>アカネズミ他 4 科 4 種<br>鳥類：15 科 22 種<br>爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種<br>昆虫類：51 科 131 種                               | 六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。                              |



| 地区名<br>面積                   | 調査確認数       |   | 特記事項  |
|-----------------------------|-------------|---|---|
|                             | 植物          | 動物  |   |
| 上町屋地区<br>約 1.66ha           | 60 科 125 種  | 哺乳類：モグラ他 2 科 2 種<br>鳥類：13 科 19 種<br>昆虫類：31 科 78 種   | 上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。  |
| 昌清院地区<br>約 1.02ha           | 70 科 136 種  | 哺乳類：1 科 1 種<br>鳥類：17 科 21 種<br>爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種<br>昆虫類：53 科 106 種<br>魚類：1 科 1 種<br>底生生物：7 科 7 種   | 昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。  |
| 鎌倉中央公園<br>（台峯）<br>約 36.69ha | 104 科 361 種 | 哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ他 6 科 7 種<br>鳥類：フクロウ他 21 科 38 種<br>爬虫類：4 科 6 種<br>両生類：4 科 6 種<br>昆虫類：127 科 453 種<br>魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、クロヨシノボリ他 3 科 3 種<br>底生生物：25 科 30 種 | 鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。 |
| 等覚寺地区<br>約 2.73ha           | 76 科 157 種  | 哺乳類：1 科 1 種<br>鳥類：16 科 20 種<br>爬虫類：トカゲ 1 科 1 種<br>昆虫類：46 科 98 種   | 等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。  |
| 寺分一丁目地区<br>約 2.45ha         | 60 科 119 種  | 哺乳類：モグラ他 2 科 2 種<br>鳥類：14 科 17 種<br>爬虫類：ヤモリ、トカゲ、カナヘビ 3 科 3 種<br>昆虫類：43 科 93 種   |   |
| 手広地区<br>約 15.40ha           | 75 科 179 種  | 哺乳類：モグラ、アカネズミ、タヌキ他 5 科 5 種<br>鳥類：フクロウ他 22 科 36 種<br>爬虫類：トカゲ、カナヘビ、シマヘビ 3 科 3 種<br>両生類：3 科 5 種<br>昆虫類：130 科 485 種<br>魚類：3 科 4 種<br>底生動物：21 科 24 種         | 手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好な環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。  |

| 地区名<br>面積           | 調査確認数       |  | 特記事項  |
|---------------------|-------------|--|---|
|                     | 植物          | 動物   |   |
| 青蓮寺地区<br>約 1.44ha   | 64 科 129 種  | 哺乳類：モグラ、アカネズミ、<br>タヌキ他 4 科 4 種<br>鳥類：15 科 18 種<br>爬虫類：トカゲ 1 科 1 種<br>昆虫類：59 科 110 種  | 青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、手広地区と比較的近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。 |
| 手広・笛田地区<br>約 7.06ha | 66 科 141 種  | 哺乳類：モグラ、アカネズミ<br>他 3 科 3 種<br>鳥類：チョウゲンボウ<br>他 19 科 28 種<br>爬虫類：トカゲ 1 科 1 種<br>両生類：アマガエル 1 科 1 種<br>昆虫類：75 科 180 種  | 手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになるものと考えられます。   |
| 常盤山地区<br>約 21.60ha  | 80 科 206 種  | 哺乳類：モグラ、アカネズミ<br>他 3 科 3 種<br>鳥類：15 科 22 種<br>爬虫類：トカゲ、カナヘビ、<br>ジムグリ 3 科 3 種<br>昆虫類：68 科 185 種  | 常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのことです。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。                            |
| 広町地区<br>約 59.05ha   | 101 科 404 種 | 哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、<br>タヌキ他 6 科 7 種<br>鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ<br>他 21 科 38 種<br>爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、<br>ヤマカガシ 2 科 3 種<br>両生類：4 科 5 種<br>昆虫類：122 科 462 種<br>魚類：ホトケドジョウ、<br>シマヨシノボリ 2 科 2 種<br>底生動物：29 科 38 種 | 広町地区は、22 地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。  |

| 地区名<br>面積         | 調査確認数     |   | 特記事項   |
|-------------------|-----------|---|--|
|                   | 植物        | 動物  |  |
| 小動岬地区<br>約 0.83ha | 35 科 62 種 | 哺乳類：イタチ他 2 科 2 種<br>鳥類：15 科 20 種<br>昆虫類：35 科 74 種 | 小動岬地区は 22 地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキトベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカモメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。 |

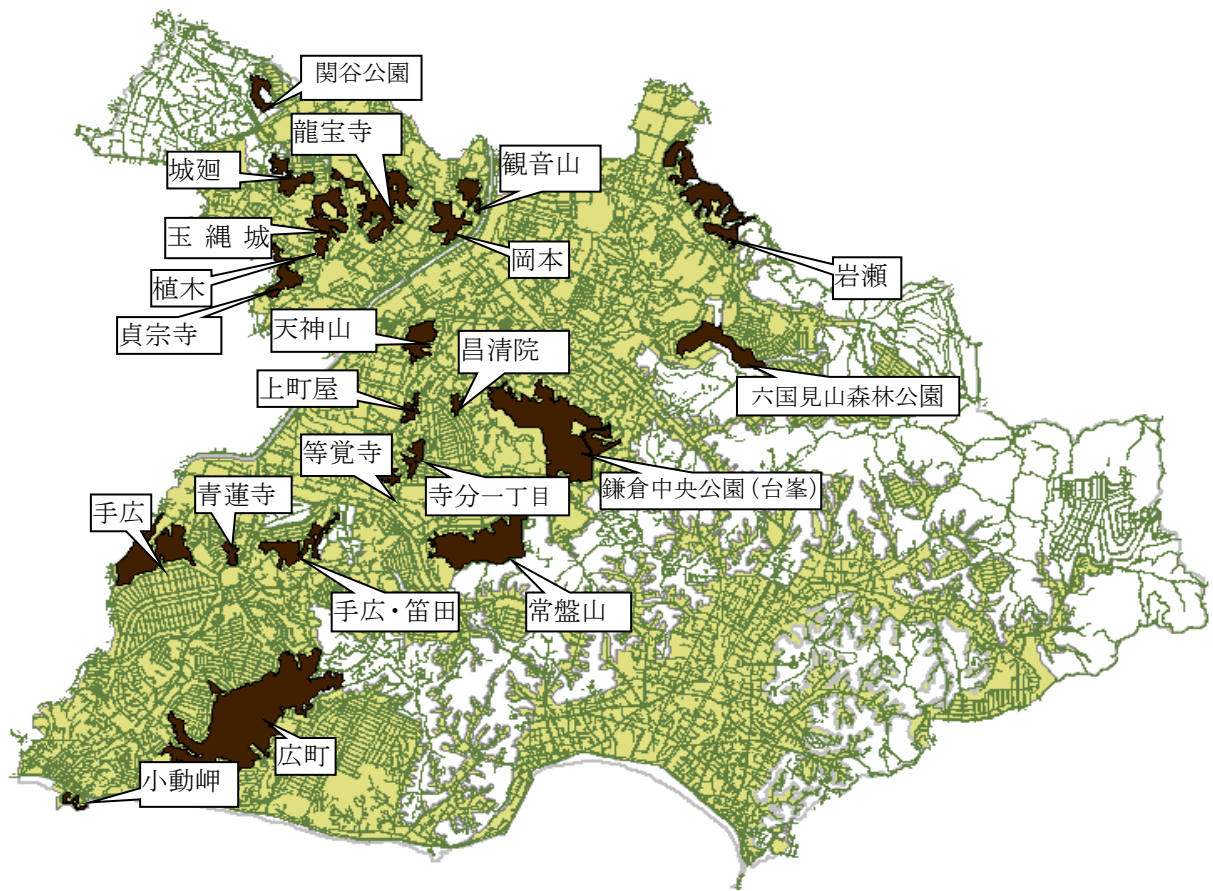


図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図

## (2) 野生動植物の保全

### ●天然記念物の樹木の保護

＜文化財課＞

市では鎌倉市文化財保護条例等によって天然記念物の樹木等を保護しています。  
鎌倉市指定の天然記念物としては、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど 32 件があります。

### ●傷病野生動物の保護

＜環境保全課＞

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法第 88 号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。

市では、平成 4 年度から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

平成 28 年度の実績は表 5-2、表 5-3 のとおりです。

表 5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績

|     | 種類 | 通報内容及び件数 |    |     |     |    |
|-----|----|----------|----|-----|-----|----|
|     |    | 病気       | 傷害 | 幼鳥獣 | その他 | 合計 |
| 鳥類  | 10 | 0        | 26 | 2   | 0   | 28 |
| 獣類  | 1  | 16       | 0  | 0   | 0   | 16 |
| その他 | 0  | 0        | 0  | 0   | 0   | 0  |
| 合計  | 11 | 16       | 26 | 2   | 0   | 44 |

表 5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績

|     | 種類 | 処理内容及び個体数 |    |    |    |     |    |
|-----|----|-----------|----|----|----|-----|----|
|     |    | 搬送        | 放野 | 死亡 | 指導 | その他 | 合計 |
| 鳥類  | 10 | 19        | 7  | 2  | 0  | 0   | 28 |
| 獣類  | 1  | 13        | 1  | 2  | 0  | 0   | 16 |
| その他 | 0  | 0         | 0  | 0  | 0  | 0   | 0  |
| 合計  | 11 | 32        | 8  | 4  | 0  | 0   | 44 |

### ●鎌倉メダカ

＜環境保全課＞

環境省の絶滅危惧種に指定されたメダカは、市内では昭和 60 年頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和 40 年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ 55 匹を平成 11 年 8 月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、平成 28 年度までに、市内の小中学校等に合計 1,230 匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は 17.30 本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真 5-1）と呼ばれています。



写真 5-1 鎌倉メダカ

●特定外来生物対策

＜環境保全課＞

タイワンリスやアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成 21 年 4 月「鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定、また、県においても平成 18 年 4 月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等为目标に取り組んでいます。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。平成 28 年度の市内の有害鳥獣捕獲数は、タイワンリス 978 頭、アライグマ 203 頭、ハクビシン 97 頭です。

### （3）野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

ビオトープとは、ドイツ語で、野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成 13 年市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在、西鎌倉小学校・鎌倉女子大大船キャンパス・鎌倉女学院等においてビオトープが完成しています。



写真 5-2 鎌倉市役所

## (4) 生物の多様性を高めるエコアップ

### ●エコアップ活動

〈市民・事業者〉

生態系を健全に保持するには、第4章で述べられているような都市公園等の整備をはじめとした緑地の確保・保全が大切な条件となってきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。さらに、開発や災害等で失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る「エコアップ」にも取り組む必要があります。市内では様々な市民団体が、表5-4のとおり公園や河川などにおいて野生生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

表 5-4 市内におけるエコアップの活動事例

| 場 所    | 目 的 と 作 業 内 容 の 例   |
|--------|---|
| 源氏山公園  | 公園のオーバーユースによる野鳥生息地の荒廃を防ぎ、貴重な植物の保護を図る。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・野鳥誘致施設の水場の清掃・管理</li> <li>・林内の下草刈りの制限等により、生息環境の多様化を図ると共に、アオゲラ・フクロウなどの営巣している木の保全など</li> </ul>  |
| 佐助稲荷   | 谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・水源環境の保全と流れの維持管理</li> <li>・水路周辺の草を間引き、開水面を確保することにより、トンボ類の産卵場所を確保</li> </ul>  |
| 鎌倉中央公園 | 公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・カエル類の産卵用に湿地を整備</li> <li>・池や湿地の水質・水位の管理</li> <li>・トンボ類の産卵場所を確保するために草を間引く。</li> <li>・公園内で採種した種子から育てた野草の苗を植え、保護増殖させる。</li> <li>・間伐や下草刈りによる雑木林の保全</li> <li>・各調整池や湿生花園の取水口の清掃</li> <li>・特定外来種のブルーギル等の駆除</li> </ul> |
| 佐 助 川  | 二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・重量ブロックを利用し、生息環境を創出した区域の維持管理作業</li> <li>・水質と水生生物の調査</li> <li>・草刈り・ごみの清掃</li> </ul>   |
| 御 谷 川  | 多自然型河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサシトンボ・ツチガエル等の保護増殖<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・水質と水生生物の調査</li> <li>・草刈り</li> <li>・ごみの清掃</li> </ul>   |
| 逆 川    | ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査</li> <li>・カワニナの放流、セリを植える。</li> <li>・草刈り</li> </ul>   |



## 2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。

### ◆目標達成するための指標

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 都市公園等の施設緑地の面積      | 平成 42(2030)年度に約 281.4ha             |
| 一人当たり都市公園等の施設緑地の面積 | 平成 42(2030)年度に約 16.4 m <sup>2</sup> |

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。

### （1）ふれあいの場の確保

#### ●鎌倉中央公園

＜市民・事業者＞＜公園課＞

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成 9 年 6 月に修景池周辺の約 8.5 ha、平成 16 年 4 月には更に約 15.2ha が開園しました。園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成 20 年度に特定非営利法人となり活動を発展させています。（123 ページ参照）

#### ① 市民による農業体験

（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4月3日～3月12日）は延べ506人、畑体験（4月3日～3月26日）は延べ354人の参加者がありました。



写真 5-3 市民による農業体験



## ②教室・講座の開催

(公財)鎌倉市公園協会主催で表 5-5 のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。

講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

|        | 開催日             | テーマ                             | 対象と参加者数      |
|--------|-----------------|---------------------------------|--------------|
| ミニ園芸教室 | 4月9日～3月31日の88回  | 樹木の剪定、害虫防除法など                   | 延べ762人       |
| 大人の講座  | 4月17日～3月19日の35回 | 雑草と育てる畑づくり土づくり、木を知って木を育てる剪定講座など | 延べ385人       |
| こどもの講座 | 4月16日～2月18日の9回  | こどもエコパーク、ちびっこチャレンジなど            | 小学生など、延べ223人 |

## ●鎌倉広町緑地

<公園課>

市南西部に位置する、約 48.1ha のまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成 17 年度から事業を進め、平成 27 年 4 月より用地取得が完了した部分（約 48ha）について開園しました。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、平成 28 年度から指定管理者制度を導入し、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場として、保全を前提とした上で自然環境の容量に応じた活用を図っています。



写真 5-4 鎌倉広町緑地

## ●市民農園の整備

<産業振興課>

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「大船地区市民農園」を開設しています。利用者は公開抽選により決定し、1世帯当たり1区画(15㎡または30㎡)を23ヶ月間利用することができます。また、今泉台地区の土地所有者が、平成 23 年度に開設した市民農園の支援を図りました。現在の市が開設する市民農園の区画数及び面積は、表 5-6 のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

|      | 区画数 | 面積(m <sup>2</sup> ) |
|------|-----|---------------------|
| 大船地域 | 86  | 3,599               |
| 合計   | 86  | 3,599               |

●ハイキングコース

<観光商工課>

表 5-7 のとおり、自然とのふれあいが楽しめる 3 つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

| No | コース名           | 経路                | 距離(km) |
|----|----------------|-------------------|--------|
| 1  | 天園ハイキングコース     | 建長寺—天園—瑞泉寺        | 約 5.5  |
| 2  | 葛原岡・大仏ハイキングコース | 浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏) | 約 3.0  |
| 3  | 祇園山ハイキングコース    | 高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社 | 約 1.5  |

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

●自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

<スポーツ課>

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表 5-8 のような催しが実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

| 催し名                                       | 実施日(参加人数)                        | 実施主体  |
|---|----------------------------------|-------|
| 材木座海岸<br>子どもの基礎体力づくり教室<br>「砂浜でかけっ子」       | 平成28年4月16日、23日 2回<br>108人        | スポーツ課 |
| 鎌倉中央公園子ども教室<br>子どもの基礎体力づくり教室<br>「山野でかけっ子」 | 平成28年10月15日、22日 2回<br>34人        | スポーツ課 |
| 腰越地区スポーツ振興会<br>「歩こう会」                     | 平成29年1月15日 1回 40人                | スポーツ課 |
| 深沢地区スポーツ振興会<br>「健康ウォーク」                   | 平成29年2月11日 1回 143人               | スポーツ課 |
| 玉縄地区スポーツ振興会<br>「歩け歩け大会」                   | 平成28年11月27日 1回 30人               | スポーツ課 |
| 植木地区スポーツ振興会<br>「あるけあるけ」                   | 平成28年6月19日、<br>平成29年3月12日 2回 60人 | スポーツ課 |
| 小坂地区スポーツ振興会<br>「秋の歩こう会」                   | 平成28年11月27日 1回 12人               | スポーツ課 |
| 関谷小学校地区スポーツ振興会<br>「健康ウォーク」                | 平成29年2月12日 1回 54人                | スポーツ課 |
| 富士塚地区スポーツ振興会<br>「ウォーキング」                  | 平成28年11月26日 1回 41人               | スポーツ課 |

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 七里ガ浜地区スポーツ振興会<br>「健康ウォーク寺社めぐり」                                    | 平成 28 年 5 月 22 日、<br>11 月 26 日 2 回 45 人                           | スポーツ課 |
| 西鎌倉地区スポーツ振興会<br>「歩く会」   | 平成 28 年 5 月 22 日、11 月 13 日<br>2 回 27 人                            | スポーツ課 |
| 今泉岩瀬地区スポーツ振興会<br>「紅葉狩り山歩き会」                                       | 平成28年12月4日 1 回 45 人   | スポーツ課 |
| 山崎地区スポーツ振興会<br>「歩こう会」   | 平成 28 年 6 月 19 日、12 月 4 日 2 回<br>6 月 19 日（雨天中止）、12 月 4 日 2<br>8 人 | スポーツ課 |
| マリンスポーツ初心者体験教室<br>(ウインドサーフィン・ヨット・<br>スタンドアップパドルボード・<br>アウトリガーカヌー) | 平成 28 年 6 月 26 日 2 回 (午前・午<br>後) 雨天中止                             | スポーツ課 |
| 健康ウォーク「歩け鎌倉」  | 平成29年3月5日 1 回 133 人   | スポーツ課 |

### ●環境にやさしい観光の推進

＜観光商工課＞

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして 11 コースの「かまくらの道」を選定し、市民・観光客への PR に努めています。

また、「かまくらの道」のリーフレットをはじめ、観光マップ「鎌倉」や毎月発行する「かまくら四季のみどころ」、観光商工課ホームページにおいても、草木の持ち帰り禁止や、ごみ・タバコの投棄禁止を明記するなど、環境保全の呼びかけやマナー啓発に取り組んでいます。

### ●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバルの開催

＜市民・事業者＞＜公園課＞

(公財)鎌倉市公園協会が主催して、平成 28 年 4 月 29 日に鎌倉中央公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」を開催し、参加者は約 4,500 人でした。

また、平成 28 年 7 月 30 日～8 月 1 日の 3 日間、「おはよう花市」を開催し、参加者は約 200 人でした。

なお、平成 28 年 10 月 30 日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、「はしご車乗車体験」や「AED 取扱訓練」など、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業の PR を行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、参加者は約 2,500 人でした。

### (3) 自然とふれあうための指導者などの人権の養成及び確保

#### ●緑の学校の開講

<みどり課>

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために昭和 58 年度から、毎年度「緑の学校」を開催しています。平成 28 年度は 4 月 11 日から 12 月 5 日まで表 5-9 のとおり 10 回の講座を開講し、延べ 321 人の受講者がありました。

※平成 20 年度から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～28 年度は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

表 5-9 平成 28 年度緑の学校プログラム

| 回  | 日程        | 講座名                          | 場所                         | 講師                    |
|----|-----------|------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1  | 4 月 11 日  | 講義「鎌倉のサクラ」                   | 鎌倉生涯学習センター                 | 湯浅浩史                  |
| 2  | 5 月 9 日   | 自然観察会<br>「新緑を楽しむ」            | 鎌倉市役所～源氏山公園                | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |
| 3  | 6 月 6 日   | 自然観察会<br>「海辺を歩く」             | 稲村ガ崎～音無川～七里ガ<br>浜          | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |
| 4  | 6 月 13 日  | 講義「緑との共生」                    | 鎌倉生涯学習センター                 | 湯浅浩史                  |
| 5  | 7 月 4 日   | 講義「緑の現状」                     | 鎌倉生涯学習センター                 | 土屋志郎                  |
| 6  | 9 月 5 日   | 自然観察会<br>「初秋の散在ガ池を歩く」        | 散在ガ池森林公園                   | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |
| 7  | 10 月 3 日  | 自然観察会<br>「湿地の動植物」            | 鎌倉中央公園                     | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |
| 8  | 10 月 17 日 | 講義<br>「源実朝の金槐和歌集の花と<br>緑」    | 鎌倉生涯学習センター                 | 湯浅浩史                  |
| 9  | 11 月 7 日  | 自然観察会<br>「ネイチャートレイル鎌倉<br>横浜」 | 横浜自然観察の森                   | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |
| 10 | 12 月 5 日  | 自然観察会<br>「鎌倉の紅葉」             | 大塔宮～獅子舞・天園ハイ<br>キングコース～覚園寺 | 久保廣晃<br>小久保恭子<br>杉山順子 |

#### ●緑の学校等を通じた指導者の育成

<みどり課>

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。昭和 61 年度からの延べ参加者は 1,015 人になります。

平成 29 年 3 月 13 日、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園にて自然観察会が行われ、23 名の参加がありました。

●緑のレンジャーの育成

<みどり課>

公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校4・5年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたシニアレンジャー）を育成しています。平成28年度の緑のレンジャーの活動は表5-10、5-11のとおりです。

※平成20年度から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～28年度は（公財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

表 5-10 ジュニアレンジャー平成28年度活動プログラム

|    | 日程     | 活動内容              | 場所         |
|----|--------|-------------------|------------|
| 1  | 4月9日   | 春の生きもの観察          | 鎌倉中央公園     |
| 2  | 5月14日  | 川と林を調べてみよう！       | 散在ガ池森林公園   |
| 3  | 6月11日  | 磯の生きもの観察          | 和賀江嶋       |
| 4  | 7月9日   | 池のタニシを数えよう！       | 鎌倉中央公園     |
| 5  | 9月10日  | 大仏ハイキング・コースのパトロール | 大仏ハイキングコース |
| 6  | 10月8日  | 木の実・草の実をさがそう！     | 鎌倉中央公園     |
| 7  | 11月12日 | 緑地のパトロールと竹林の管理作業  | 常盤山        |
| 8  | 12月10日 | 野鳥の巣箱のかけかえ        | 鎌倉文学館      |
| 9  | 1月14日  | 森の手入れを体験しよう！      | 源氏山公園      |
| 10 | 2月11日  | 川と海の野鳥観察          | 片瀬川&江の島    |
| 11 | 3月11日  | 早春の里山とカエルの卵       | 鎌倉中央公園     |

表 5-11 シニアレンジャー平成28年度活動プログラム

|    | 日程     | 活動内容            | 場所       |
|----|--------|-----------------|----------|
| 1  | 4月23日  | 講義「自然のしくみ」      | 鎌倉中央公園   |
| 2  | 5月21日  | 講義「森林のはたらき」     | 鎌倉中央公園   |
| 3  | 6月18日  | 緑の作業「道具の使い方」    | 鎌倉中央公園   |
| 4  | 7月2日   | 講義実習「身近な庭木の手入れ」 | 鎌倉中央公園   |
| 5  | 7月16日  | 講義実習「救命講習会」     | 大船消防署    |
| 6  | 9月17日  | 公園・緑地の巡回        | 散在ガ池森林公園 |
| 7  | 9月24日  | 緑の作業「枝払い・間伐」    | 散在ガ池森林公園 |
| 8  | 10月1日  | 緑の作業「造園のプロに学ぶ」  | 源氏山公園    |
| 9  | 11月26日 | 緑の作業「公園管理作業」    | 鎌倉中央公園   |
| 10 | 12月3日  | 緑の作業「OB・OGとの協働」 | 源氏山公園    |
| 11 | 1月21日  | 講義「まとめ」         | 鎌倉中央公園   |

シニアレンジャー自主活動

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成20年度から緑化啓発事業事務委託として公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～28年度は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。



## 第6章 循環型社会の構築

### 1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。

#### ◆目標達成するための指標

|                  |   |
|------------------|---|
| ごみ・資源物の総排出量      | 平成 37(2025)年度までに<br>平成 25(2013)年度に比べ約 1 割削減 |
| 一般廃棄物焼却量（家庭・事業所） | 平成 37(2025)年度までに<br>平成 25(2013)年度に比べ約 2 割削減 |

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からは優れているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、鎌倉市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。

平成 9 年度から、ごみの分別収集方法を従来の 3 分別（可燃・不燃・粗大）から 5 分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組みを始めました。当初は、飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成 9 年 7 月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も、平成 12 年 11 月からはペットボトル、平成 16 年 2 月から月 2 回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成 17 年 10 月からは容器包装プラスチックの資源化、平成 19 年 4 月からは使用済み食用油の資源化、平成 24 年 6 月からは布団・畳の資源化、平成 27 年 1 月からは製品プラスチックの資源化に取り組んできました。

また、平成 27 年 4 月 1 日からは燃やすごみ及び燃えないごみを対象に有料化を実施したことで、これらのごみの排出量が大きく削減されました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成 16 年度から 5 年連続で、リサイクル率日本一（人口 10 万人以上の都市）を達成しました。平成 21 年度から 5 年間は第 2 位、平成 26 年度からの 3 年間は 3 位と、依然高い割合を維持しています。

計画目標との比較では、平成 28 年度の焼却量は 36,968 トンで、基準年度の平成 26 年度と比較して 1,158 トン、3.0%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は 65,408 トンで、基準年度の平成 26 年度と比較して 1,514 トン、2.3%の減少となっています。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表 6-1 のとおりです。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移 単位：トン

|        | 平成 23 年度        | 平成 24 年度        | 平成 25 年度        | 平成 26 年度        | 平成 27 年度         | 平成 28 年度         |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 総排出量   | 68,993          | 67,503          | 66,004          | 66,922<br>(100) | 63,669<br>(95.1) | 65,408<br>(97.7) |
| 焼却量    | 39,853          | 38,667          | 37,399          | 38,126<br>(100) | 35,525<br>(93.2) | 36,968<br>(97.0) |
| 総資源化量  | 32,937          | 32,497          | 32,198          | 32,455<br>(100) | 31,015<br>(95.6) | 31,323<br>(96.5) |
| リサイクル率 | 47.7%<br>※47.6% | 48.1%<br>※47.8% | 48.8%<br>※48.4% | 48.5%<br>※48.2% | 48.7%<br>※48.4%  | 47.9%<br>※47.5%  |

国のリサイクル率は※印の数値も公表しています。

## (1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

### ●5 分別排出の推進

〈ごみ減量対策課〉

平成 9 年 4 月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年 10 月からは、市内全域で従来の 3 分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた 5 分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量を推進するため、資源物は、平成 16 年 2 月から収集回数を月 2 回から毎週 1 回にしています。

さらにごみの減量を推進するため、平成 27 年 4 月から燃やすごみ及び燃えないごみを有料化しました。現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、製品プラスチック、粗大ごみの区分などで、資源物で 13 品目、ごみで 8 品目の合計 21 品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成 16 年 2 月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

### ●生ごみ処理機の普及

〈ごみ減量対策課〉

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成 3 年 4 月から実施しています。（助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1 台当たりの限度額は 40,000 円です。）平成 24 年 7 月から、一部の非電動型機種については窓口で直接販売を開始しました（助成率 90%）。また、助成制度利用者アンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

また、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の向上を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成 23 年度から開始し、3 団体 60 世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表 6-2 のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

|      | 平成 3 年度～<br>平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 累 計    |
|------|----------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 助成件数 | 15,538               | 1,071    | 1,120    | 893      | 414      | 19,036 |
| 助成台数 | 17,275               | 1,181    | 1,216    | 961      | 446      | 21,079 |

平成 2 年度以前のモニター・既普及台数及び平成 23 年度のモニターの数値(930 台)は累計に含めない。



●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設置

〈ごみ減量対策課〉

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表 6-3 のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設置モデル事業として、平成 28 年度は医療法人湘和会湘南記念病院と紀ノ國屋鎌倉店に各 1 台設置しています。また、平成 26 年度からイトーヨーカ堂大船店が、平成 27 年度から特別養護老人ホームかまくら愛の郷が、補助金を利用して各 1 台設置しています。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

|       | 名 称   |
|-------|---|
| 市役所   | 市役所本庁舎  |
| 市立小学校 | 第二小学校、深沢小学校、玉縄小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校 |
| 市営住宅  | 岡本市営住宅  |
| 合 計   | 10 施設   |

●啓発活動の実施

〈ごみ減量対策課〉

ごみの減量、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。活動の実施状況は表 6-4 のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

| 啓発事業の名称                        | 平成 28 年度  |           |              |
|--------------------------------|-----------|-----------|--------------|
|                                | 活動回数等 (A) | 参加人数等(B)  | 平均参加人数 (B/A) |
| 自治町内会、各種団体等を対象とした説明会           | 57 回      | 1,531 人   | 26.9 人       |
| ごみダイエット展                       | 355 日     | —         | —            |
| ごみの減量に関するキャンペーン等 (イベント、販売店)    | 9 回       | —         | —            |
| 施設見学会                          | 7 回       |           |              |
| 小学生、中学生を対象にした環境教育              | 7 回       | 481 人     | 68.7 人       |
| 保育園、幼稚園児を対象にした環境教育 (認定子ども園を含む) | 6 回       | 不明        | —            |
| ごみ減量通信の発行 (特集号含む)              | 4 回       | 160,000 部 | 40,000 部     |

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

〈ごみ減量対策課〉

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成28年度には、214人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

〈ごみ減量対策課〉

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。平成28年度にご協力いただいた自治・町内会（奨励金交付団体）は131団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

〈ごみ減量対策課〉

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。平成28年度の実績は、18件です。

●資源物分別収集の推進

〈ごみ減量対策課〉

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。資源物収集量の推移は、表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物収集量の推移

単位：トン

| 項目 \ 年度          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 紙類等資源物           | 8,552    | 8,534    | 8,456    | 8,163    | 7,998    |
| 紙パック<br>ミックスペーパー | 2,604    | 2,479    | 2,436    | 2,445    | 2,222    |
| ペットボトル           | 511      | 514      | 503      | 505      | 504      |
| 容器包装<br>プラスチック   | 2,163    | 2,178    | 2,188    | 2,501    | 2,501    |
| 植木剪定材            | 5,162    | 5,004    | 5,083    | 5,241    | 5,344    |
| カン・ビン            | 2,095    | 2,101    | 2,079    | 2,023    | 1,985    |
| 使用済み食用油          | 38       | 38       | 39       | 44       | 45       |
| 製品プラスチック         | 0        | 0        | 13       | 83       | 91       |
| 合 計              | 21,125   | 20,848   | 20,797   | 21,005   | 20,690   |

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

※紙類等資源物とは、紙パック、ミックスペーパーを除く紙類及び布類を示します。

●植木剪定材の堆肥化

<ごみ減量対策課>

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、深沢クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

|       | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受入量   | 11,226   | 10,867   | 10,716   | 10,897   | 10,989   | 11,590   |
| 堆肥出荷量 | 1,663    | 1,636    | 1,300    | 1,219    | 940      | 747      |

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化<環境センター>笛田リサイクルセンター担当

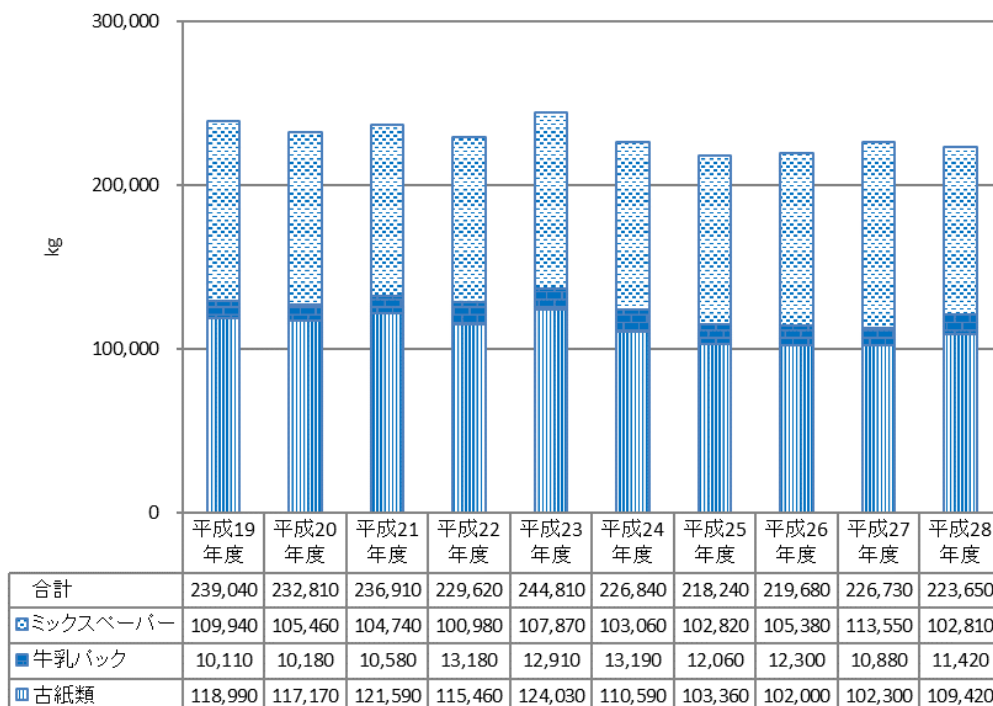
資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

●オフィス紙ごみの分別収集

<環境政策課>

平成3年度から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。



グラフ6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

●不用品登録制度

＜ごみ減量対策課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和 54 年 2 月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成 20 年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表 6-7 のとおりです。

表 6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

| 年度       | 登録件数  |         |       | 成立件数  |         |       |
|----------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|
|          | 譲ります  | 譲ってください | 計     | 譲ります  | 譲ってください | 計     |
| 平成 23 年度 | 926   | 340     | 1,266 | 566   | 107     | 673   |
| 平成 24 年度 | 1,244 | 210     | 1,454 | 666   | 38      | 704   |
| 平成 25 年度 | 1,170 | 195     | 1,365 | 763   | 37      | 800   |
| 平成 26 年度 | 1,408 | 210     | 1,618 | 948   | 41      | 989   |
| 平成 27 年度 | 1,281 | 217     | 1,498 | 928   | 55      | 983   |
| 平成 28 年度 | 1,332 | 143     | 1,475 | 1,035 | 53      | 1,088 |

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

|         | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 累計     |
|---------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 図書館不要本  | 22,423   | 15,454   | 17,388   | 14,266   | 69,531 |
| 無料配布した本 | 11,052   | 10,296   | 8,225    | 13,734   | 43,307 |

●不用家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成28年度に開催したマーケット等の実績は表 6-9 のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

| イベント名                    | 実施日                                | 実施内容   | 来場者数       |
|--------------------------|------------------------------------|--|------------|
| リサイクルマーケット・こどもリサイクルマーケット | 平成 28 年 5 月 22 日、7 月 25 日、9 月 25 日 | 出店数 合計 102 店舗  | 合計 1,220 名 |
| 古着・古本リサイクル市              | 平成 29 年 3 月 26 日                   | 古着 寄付数 1,149kg<br>引取数 834kg<br>古本 寄付数 3,348 冊<br>引取数 2,088 冊 | 300 名      |
| 20 周年記念エコフェスティバル         | 平成 28 年 11 月 27 日                  |  | 400 名      |

## (2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

### ●グリーン購入（再掲）

<環境政策課>

13 ページ第1章 地球環境の保全、1 地球環境、(2) 地球温暖化対策の推進の●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）を参照。

## 2 健全な水循環の推進（目標の項目⑬）

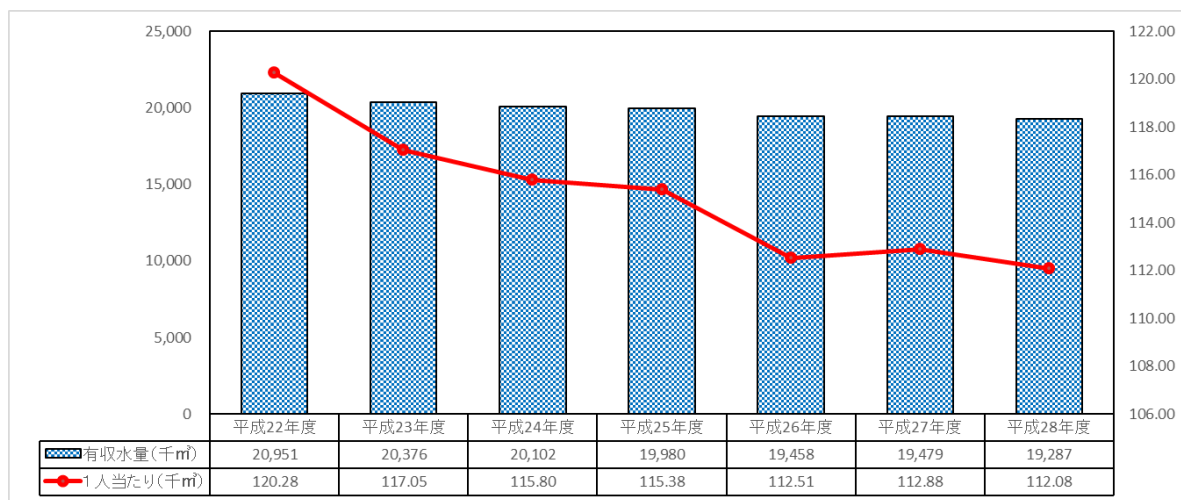
目標：健全な水循環の維持や回復に取り組みます。

### ◆目標達成するための指標

#### 水の有効活用の推進

水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。



グラフ 6-2 鎌倉市内の上水使用量の推移

※神奈川県企業庁水道事業統計年報より

## (1) 上水の節水の促進

### ●浄化槽雨水貯留施設の設置

＜下水道河川課＞

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-10のとおりです。

表 6-10 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数 単位：件

| 補助金<br>限度額 | 平成7年～<br>平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 累計  |
|------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 40,000円    | 131             | 1      | 0      | 0      | 0      | 132 |

### ●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表6-11のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-11 市施設の雨水利用状況

|               | 原 水    | 供給能力 (m <sup>3</sup> ) | 利用用途     |
|---------------|--------|------------------------|----------|
| 笛田リサイクルセンター   | 雨水     | 69                     | トイレ・散水   |
| 中央公園管理事務所棟    | 雨水     | 51                     | トイレ      |
| 諏訪ヶ谷住宅集会所     | 雨水     | 22                     | トイレ      |
| 台在宅福祉サービスセンター | 雨水・地下水 | 202                    | トイレ・消火水槽 |
| 腰越行政センター      | 雨水     | 100                    | トイレ      |
| 合 計           |        | 444                    |          |

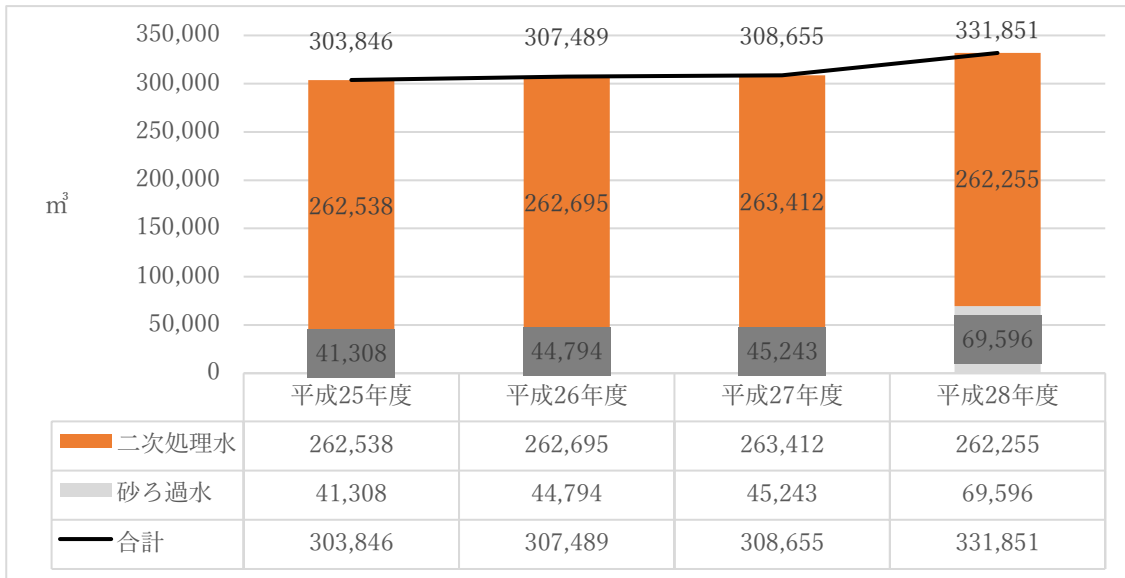
### ●市施設における水の再利用

＜浄化センター＞

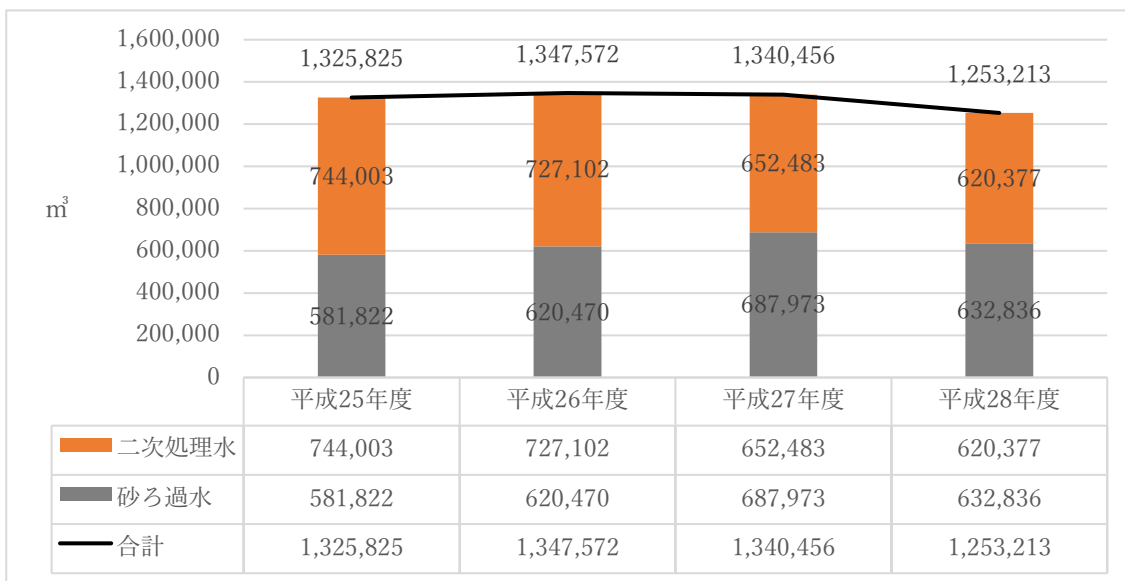
七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水として砂ろ過水を利用しています。





グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用

## (2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになりました。

### 3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：「地域ので、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」をめざします。

◆目標達成するための指標

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 市内の年間電力消費量                            | 平成 42(2030)年度に<br>平成 22(2010)年度に比べ 20%削減 |
| 市内の年間電力消費量に対する<br>再生可能エネルギー等による発電量の割合 | 平成 42(2030)年度に 25%                       |

「鎌倉市エネルギー基本計画」で掲げた平成 42 年における鎌倉市の将来ビジョン「地域ので、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」を実現するため、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大により分散型エネルギーシステムの構築を行い、災害に強い地域づくりを進めるとともに、環境負荷の低減を行い、地域における安全安心なエネルギーの確保の向上を図っています。

※平成 26 年 3 月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定し、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性や目標を示しました。また、平成 27 年 3 月にはそれらを実現するための具体的施策や取り組みなどを明記した「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。第 3 期鎌倉市環境基本計画の計画期間においては、これらの個別計画に基づき、さまざまなエネルギーに関する事業を進めていますので、本白書により詳細な事業内容は、「エネルギー施策実施状況報告書」をご確認ください。

## (1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和 54 年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」)が制定され、平成 10 年 5 月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

さらに、平成 20 年 5 月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成 22 年度に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間で年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位の低減に努め、平成 28 年度も引き続き省エネルギーの推進に努めました。

### ●鎌倉市エネルギー施策推進委員会の設置

＜環境政策課＞

本市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための組織として、両副市長と関係部長 6 名で構成される鎌倉市エネルギー施策推進委員会を平成 24 年 9 月に設置しました。平成 25 年度は関係部長 3 名を新たに委員として追加しました。平成 28 年 3 月 24 日に、平成 27 年度第 1 回エネルギー施策推進委員会を開催し、「平成 26 年度エネルギー関連施策の実施状況報告について」「鎌倉市ごみ焼却施設におけるエネルギー活用の検討について」の評価を行いました。

### ●市施設における省エネルギーの取組

＜管財課＞＜環境政策課＞

市役所では、平成 7 年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成 16 年 2 月に「かまくらエコアクション 21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表 6-12 のとおり、基準年(平成 15 年度)に比べ平成 28 年度は、電気使用量が 12.3%削減、水道使用量は 15.3%、ガス使用量は、平成 17 年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成 18 年度を基準年とし、34.8%削減しています。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

表 6-12 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1 m<sup>2</sup>当たり)

| 年 度 \ 項 目 | 電気(kWh/m <sup>2</sup> ) | ガス(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ) | 水道(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ) |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 平成 15 年度  | 110.6 (100.0)           | 1.46                                | 1.44(100.0)                         |
| 平成 16 年度  | 115.1 (104.1)           | 1.33                                | 1.34 (93.1)                         |
| 平成 17 年度  | 120.6 (109.0)           | 3.46                                | 1.34 (93.1)                         |
| 平成 18 年度  | 109.4 (98.9)            | *7.48 (100.0)                       | 1.40 (97.2)                         |
| 平成 19 年度  | 113.3 (102.4)           | *6.90 (92.2)                        | 1.34 (93.1)                         |
| 平成 20 年度  | 113.7 (102.8)           | *6.75 (90.2)                        | 1.19 (82.6)                         |
| 平成 21 年度  | 113.7 (102.8)           | *6.57 (87.8)                        | 1.26 (87.5)                         |
| 平成 22 年度  | 115.2 (104.2)           | *6.28 (84.0)                        | 1.31 (91.0)                         |
| 平成 23 年度  | 84.7 (76.6)             | *5.26 (70.3)                        | 1.25 (86.8)                         |
| 平成 24 年度  | 92.7 (83.8)             | *5.56 (74.3)                        | 1.34 (93.1)                         |
| 平成 25 年度  | 95.9 (86.7)             | *5.01 (66.9)                        | 1.32 (91.6)                         |
| 平成 26 年度  | 95.7 (86.5)             | *5.00 (66.8)                        | 1.25 (86.8)                         |
| 平成 27 年度  | 99.6 (90.1)             | *4.27 (57.1)                        | 1.15 (79.9)                         |
| 平成 28 年度  | 97.0 (87.7)             | *4.88 (65.2)                        | 1.22 (84.7)                         |

( )内は平成 15 年度を 100 とした指数

\*平成 17 年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成 18 年度を基準年として、指数 100 とします。梶山

## ●市施設における省エネルギー機器等の導入

<環境政策課>

### ①公共施設の蛍光灯をLED等に変更する事業

平成 24 年度は、コストメリットが出る条件として、週 5 日以上かつ 1 日 16 時間以上、週 7 日かつ 1 日 12 時間以上の点灯がある蛍光灯を対象として選定を行い、平成 26 年度に市施設照明のうち、コストメリットが見込まれる 10 施設（4 行政センター、鎌倉生涯学習センター、消防本部他 4 施設）の照明合計 2,164 本の LED 化を実施しました。

### ②防犯灯のLED等省エネ型化事業

平成 24 年度に、市内の防犯灯約 17,000 本をESCO事業等により、LED化することについて検討しましたが、防犯灯の把握・管理が不十分であること、防犯灯の所有・管理が自治体でないことなどの課題があるため、継続して他市事例を踏まえつつ、鎌倉市での実現可能性を検証することとしました。

平成 25 年度は、引き続き検討を行い、最終的にはESCO事業等により防犯灯をLED化することを決定し、平成 26 年度には自治町内会への周知を行いました。

平成 27 年度は、防犯灯を維持管理する自治・町内会等 157 団体から合計 16,001 灯の防犯灯の移管を受け、このうち 14,512 灯について LED 型防犯灯への交換工事を平成 27 年 9 月から平成 28 年 2 月末にかけて実施しました。なお、残りの 1,489 灯については、既に自治・町内会等で LED 化されたもの

であったため、交換の対象外です。

### ③公共施設へのデマンドメーター導入事業

契約電力が 500 k W以上の 5 施設（本庁舎、鎌倉芸術館、名越クリーンセンター、山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター）については、デマンドメーターが設置されており、デマンド管理が行われています。

また平成 26 年度には、太陽光屋根貸し事業により市内 3 小中学校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校）にデマンド計測器を設置しました。

### ●省エネルギー等の利用促進

＜建築住宅課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

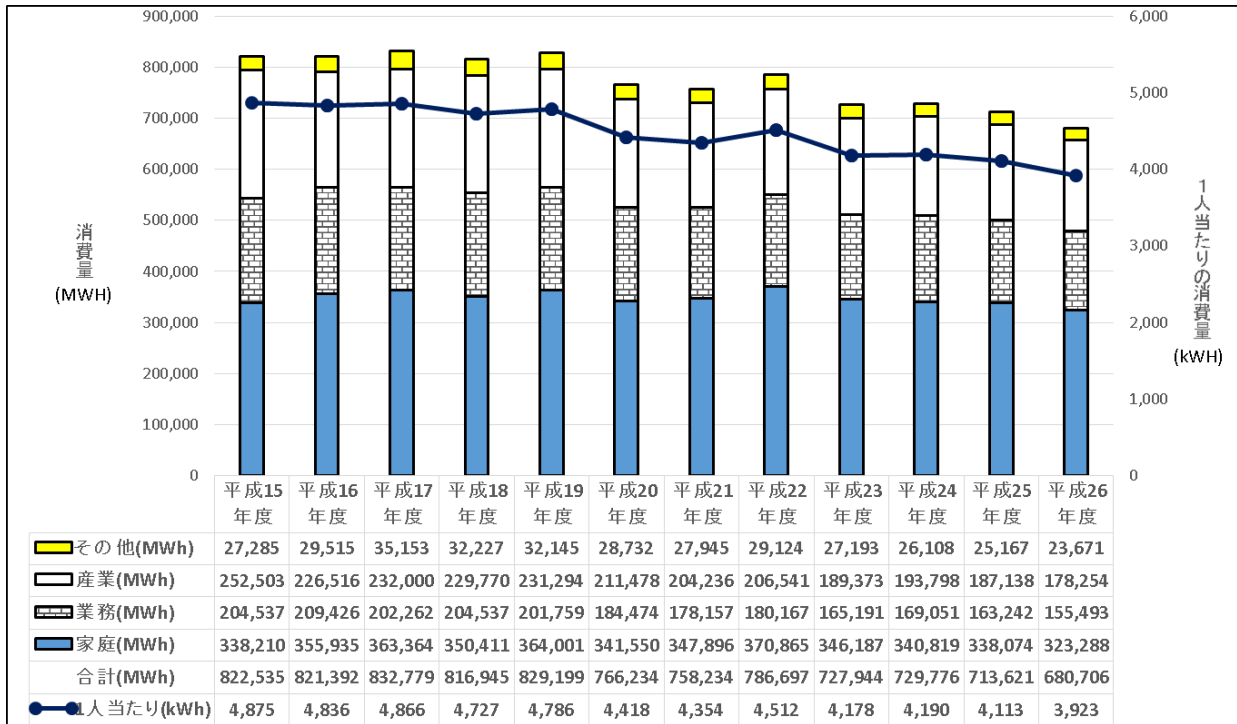
## （２）家庭における省エネルギーの推進

### ●省エネルギーの普及啓発

＜市民・事業者＞＜環境政策課＞

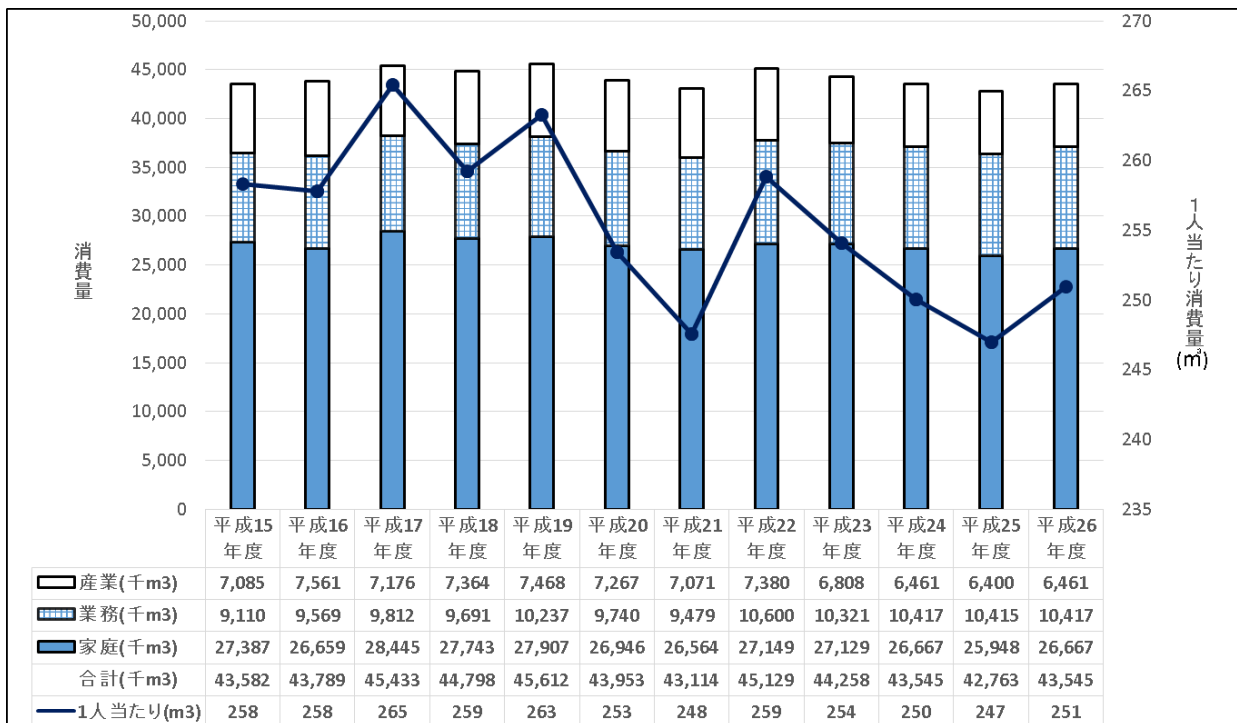
鎌倉市では「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を平成 20 年 3 月に策定、平成 23 年 3 月に改訂をし、同計画を推進するため市民、事業者、環境保全団体の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、緑のカーテン設置による省エネ対策のために緑のカーテン栽培講座を開催し、ゴーヤ苗の無料配布や、映画会、イベント、パネル展示、環境学習等、広報紙やホームページなどによる情報提供による普及啓発を行いました。

鎌倉市域における用途別の電力・ガス消費量の推移はグラフ 6-5 及びグラフ 6-6 のとおりです。



グラフ 6-5 用途別年間電力消費量の推移

東京電力(株)藤沢支社資料より推計(参考値)



グラフ 6-6 用途別年間ガス消費量の推移

東京ガス(株)神奈川西支店資料より

### (3) 再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギー等とは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「再生可能エネルギー等」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、再生可能エネルギー等の導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

#### ●再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費の補助

＜環境政策課＞

平成 21 年度から、地球温暖化の防止に向け、また再生可能エネルギー・省エネ機器等の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー・省エネ機器等の設備を設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成 26 年度は制度内容を改め、HEMS 機器の設置を必須とし、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充電設備を設置する世帯に対して補助を行いました。また、27 年度には、電気自動車の購入に対する補助を新たに加えました。

表 6-13 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数

|       | 平成21～<br>23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 合計  |
|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 件数（件） | 210           | 200    | 133    | 27     | 39     | 37     | 646 |

#### ●市施設における再生可能エネルギー等の導入

＜環境政策課＞

##### ①市施設における廃棄物エネルギーの導入

市の施設では表 6-14 のとおり、廃棄物エネルギーを有効利用するための設備を導入しています。

表 6-14 廃棄物エネルギー導入施設

| 施設名        | 設備    | 導入時期      |
|------------|-------|-----------|
| 名越クリーンセンター | 施設内給湯 | 昭和58年 2 月 |

##### ②市施設における再生可能エネルギー等（太陽光発電）の導入

平成 24 年度は、再生可能エネルギーの導入促進、学校教育の活用、非常用電源確保などの有効利用を図ることを目的として、太陽光発電屋根貸し事業を実施することを決定しました。対象施設は、建築面積が、1,000 m<sup>2</sup>以上、昭和 56 年以降の建築、新耐震・耐震補強済みの建物等の条件により、適地として小中学校 4 校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定しました。

平成 25 年度は、上記 4 校を対象施設として、屋根の使用を希望する事業者を 8 月から公募し、選考委員会によるヒアリングを経て 10 月に事業者を決定しました。発電出力は 4 施設合計で 217.98kW の



発電量設備を導入済みです。年間発電量は約 23 万 5 千 kWh と推計されます。(約 70 世帯分の電力)

屋根貸しによる使用料収入が年間約 24 万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担で実施されました(小坂小、植木小、手広中は全面塗布防水、岩瀬中は一部塗布防水)。また、非常時には発電された電気を市が無償で使用できるなどの利点があります。太陽光発電屋根貸し事業によって設置された設備を含む、市の施設での太陽光を有効利用するための設備の導入状況は表 6-15 のとおりです。

表 6-15 再生可能エネルギー等(太陽光発電)導入施設

| 施設名               | 発電容量    | 平成26年度の<br>発電量 | 設備         | 導入時期     |
|-------------------|---------|----------------|------------|----------|
| 山崎中央公園            | 18W     | 測定不可           | 外灯 1基      | 平成8年一月   |
| 市営諏訪ガ谷ハイツ         | 90W     | 測定不可           | 外灯 5基      | 平成8年一月   |
| 笛田リサイクルセンター       | 4kW     | 4,293kWh       | 系統照明       | 平成9年2月   |
| たまなわ交流センター        | 9kW     | 測定不可           | 館内電力       | 平成10年5月  |
| 防災備蓄倉庫            | 約60W    | 測定不可           | 倉庫内換気・照明   | 平成22年一月  |
| 第一子ども会館・だいいち子どもの家 | 2.16kW  | 180kWh         | 館内照明ほか     | 平成24年12月 |
| 植木小学校             | 42.90kW | 52,840kWh      | 屋上(屋根貸し事業) | 平成26年9月  |
| 小坂小学校             | 42.12kW | 52,034kWh      | 屋上(屋根貸し事業) | 平成26年9月  |
| 岩瀬中学校             | 51.84kW | 60,277kWh      | 屋上(屋根貸し事業) | 平成26年8月  |
| 手広中学校             | 81.12kW | 83,878kWh      | 屋上(屋根貸し事業) | 平成26年10月 |
| 大船中学校             | 37.8kW  | 30,372kWh      | 屋上         | 平成28年7月  |

### ③市施設における再生可能エネルギー等(太陽熱)の導入

市の施設では表 6-16 のとおり、太陽熱を有効利用するための設備を導入しています。

表 6-16 再生可能エネルギー等(太陽熱)導入施設

| 施設名         | 設備           | 導入時期    |
|-------------|--------------|---------|
| 今泉さわやかセンター  | 太陽熱利用(給湯)    | 昭和62年3月 |
| 笛田リサイクルセンター | 太陽熱利用(給湯・暖房) | 平成9年2月  |
| 御成小学校       | 太陽熱利用(暖房)    | 平成10年3月 |
| 腰越行政センター    | 太陽熱利用(暖房)    | 平成11年2月 |

### ●再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)事業<環境政策課>

再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)事業は、国の交付金を活用して市の施設に再生可能エネルギーや未利用エネルギー、蓄電池等を導入し、防災拠点の機能向上を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。この基金を活用して市の施設に太陽光発電設備や蓄電池の設置を実施しました。

表 6-17 グリーンニューディール事業

| 施設名      | 設備             | 容量・規格          | 導入時期   | 平成28年度発電量 |
|----------|----------------|----------------|--------|-----------|
| 玉縄行政センター | 太陽光発電設備<br>蓄電池 | 10 kW<br>10 kW | 平成26年度 | 10,322kWh |

●電気自動車（EV）の普及促進

＜環境政策課＞

電気自動車はガソリン車に比べて環境負荷の少ない移動手段として、低炭素社会の構築に向けて普及が期待されています。市ではEVを4台公用車として新たに導入することを決定し、平成24年度に4年リースにより導入しました。また、1,500W電源供給装置を既存のEV2台と併せて6台に搭載しました。この装置を使用すれば、EVのバッテリーから電力供給ができるため、災害等の際に非常用電源として活用できます。またさらなる普及を図るため、本庁舎に設置している急速充電器を無料開放しています。



写真 6-1 電気自動車からの電気供給

## 第7章 災害と環境への取り組み

### 1 災害により想定される環境負荷への取り組み（目標の項目⑮）

目標：大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。

#### ◆目標達成するための指標

鎌倉市地域防災計画を活用できる体制づくり

鎌倉市災害廃棄物等処理計画を活用できる体制づくり

大規模災害時には、被災地域のし尿や生活排水処理の問題が生じることから、下水道、排水処理施設等について、速やかに緊急措置を講ずる必要があるため、平時の備えの構築を図っています。

#### ●災害時の生活排水処理体制の構築

＜下水道河川課＞

下水道施設は地震により被災した場合には、復旧に長期間を要し市民生活や社会活動に大きな影響を与えます。こうしたことから、緊急輸送路に指定されている箇所を対象に、マンホール管口の耐震化及び液状化現象によるマンホールの浮上防止対策を行いました。平成28年度にはマンホール管口の耐震化26箇所、浮上防止対策13箇所を実施しました。

#### ●温暖化による集中豪雨対策

＜下水道河川課＞

浸水被害解消を図るため雨水管渠等の整備5箇所を実施しました。台風や大雨による浸水被害や雨水排水施設の損壊等を未然に防ぐため、準用河川等のしゅんせつ3箇所、雨水調整池のしゅんせつ2箇所、雨水排水施設の修繕等39箇所を実施しました。また、平成27年度には、使用しなくなった污水处理施設（コミュニティプラント）を雨水貯留施設への転用工事を行いました。